

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年7月24日
【事業年度】	第25期(自平成24年5月1日至平成25年4月30日)
【会社名】	日本テレホン株式会社
【英訳名】	NIPPON TELEPHONE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高山守男
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員管理本部長 兼 経営企画部長 茶谷喜晴
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員管理本部長 兼 経営企画部長 茶谷喜晴
【縦覧に供する場所】	日本テレホン株式会社 東京本社 (東京都新宿区西新宿三丁目2番4号 新和ビル2階) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)上記の東京本社は金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第21期 平成21年4月	第22期 平成22年4月	第23期 平成23年4月	第24期 平成24年4月	第25期 平成25年4月
売上高 (千円)	7,665,713	6,949,689	6,281,066	6,405,447	6,171,003
経常利益又は経常損失 () (千円)	72,908	86,142	154,600	22,457	7,443
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	136,003	108,055	219,409	6,196	28,073
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	594,500	594,500	634,728	634,728	634,728
発行済株式総数 (株)	31,000	31,000	34,090	34,090	34,090
純資産額 (千円)	1,015,474	907,419	768,463	774,660	802,733
総資産額 (千円)	2,365,433	2,146,322	1,849,058	1,532,562	1,509,129
1株当たり純資産額 (円)	32,757.24	29,271.59	22,542.21	22,723.98	23,547.48
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	4,387.19	3,485.65	6,781.43	181.78	823.50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	42.9	42.3	41.6	50.5	53.2
自己資本利益率 (%)	12.55	11.24	26.18	0.80	3.56
株価収益率 (倍)	-	-	-	141.93	39.59
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	187,933	63,501	36,548	32,685	12,262
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	222,111	12,153	229,293	44,402	32,347
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	178,974	120,033	258,900	121,628	67,558
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	329,519	158,137	165,078	55,168	142,811
従業員数 (人)	68	71	81	80	79
(外、平均臨時雇用者数)	(208)	(185)	(179)	(167)	(145)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 第21期、第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第24期及び第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第21期、第22期及び第23期は当期純損失のため、株価収益率は記載しておりません。

6. 配当を実施していないため、配当性向は記載しておりません。

7. 従業員数の()書きは、臨時従業員数の年間平均人員を外書で記載しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和63年6月	・電話回線の利用権および通信機器のレンタルを目的として「日本テレホン株式会社」を設立
昭和63年11月	・電話加入権および電話機レンタル事業を開始 ・日本電信電話株式会社と販売パートナー契約を締結
平成2年6月	・三井物産株式会社との業務委託契約により、関西テレメッセージ株式会社の無線呼出サービス（ポケットベル）の代理店業務開始、以後各地域別に代理店事業を開始
平成5年2月	・首都圏への本格進出に伴い東京支店（現 東京本社）を開設
平成5年8月	・三井物産株式会社との業務委託契約により、日本移動通信株式会社の移動体通信機器および付帯サービスの取扱を開始し、以後順次各第一種電気通信事業者の取扱契約を締結
平成5年9月	・携帯電話レンタル事業および市外電話サービスの取次事業を開始
平成6年4月	・電話加入権販売事業を開始
平成7年12月	・株式会社ツーカーホン関西と代理店基本業務委託契約を締結
平成10年12月	・本社を大阪市北区芝田から大阪市北区梅田に移転
平成11年4月	・携帯電話機器の売切り制導入に伴い、携帯電話販売事業を開始
平成13年3月	・一般第二種電気通信事業者 届出、簡易型携帯電話（PHS）販売事業を開始
平成15年2月	・古物商許可取得
平成15年5月	・通信費削減ユニット「サイバーポート」を商標登録
平成17年2月	・固定通信サービスの申込が出来るWEBサイト「電話引くドットコム」を開設
平成17年4月	・情報通信ショップ（「e-BoooMショップ」）の展開を開始
平成17年12月	・本社を大阪市北区豊崎3丁目19番3号 ピアスタワー15階に移転 ・東京支社を東京本社に変更し、首都圏、関西圏において二本社制とする
平成20年8月	・東京本社を東京都渋谷区代々木から東京都新宿区西新宿3丁目2番4号 新和ビル2階に移転
平成20年11月	・ジャスダック証券取引所（現 東京証券取引所）に株式を上場
平成22年7月	・（財）日本情報処理開発協会によるプライバシーマークの取得審査に合格し、同マークの使用認定を受ける（認定番号：第A580012（01）号）
平成22年10月	・本社を大阪市北区天満橋1丁目8番30号 OAPタワー 9階に移転
平成22年11月	・従来からの移動体通信端末機器の販売に加え、新たな分野と商材開発への取組みとして、中古携帯電話機「エコたん」の販売と買取を開始
平成23年6月	・中古携帯電話機「エコたん」の取扱いに関するフランチャイズ加盟店の募集を開始
平成23年12月	・既存の情報通信ショップ「e-BoooM」の3店舗において、店内併設の専門ショップとして「イー・モバイル」キャリアショップを開設
平成24年2月	・株式会社 光通信との間において、資本・業務提携に関する基本契約を締結し、同社を割当先とする第三者割当増資を実施、資本金 5億9450万円から6億3472万円となる
平成24年12月	・情報通信ショップ「e-BoooM上新庄」を専門ショップへの転換に伴い、「ウイルコムプラザ 上新庄」としてリニューアルオープン
平成25年4月	・プライバシーマークの更新審査に合格し、4回目の同マークの継続使用認定を受ける（認定番号：第21000084（04）号）
平成25年4月	・情報通信ショップ「e-BoooM溝の口」を専門ショップへの転換に伴い、「イー・モバイル溝の口」としてリニューアルオープン
平成25年4月	・一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会と各種固定通信関連サービスの「販売」取次業務委託に関する基本契約を締結
平成25年4月	・直営店の再編成に伴い、情報通信ショップ「e-BoooM」5店舗、専門ショップ18店舗、中古携帯電話機を専門に取扱う「エコたん」専門店2店舗を含め25店舗となる

（注）1．平成16年4月1日の電気通信事業法改正に伴い、電気通信事業者に対する第一種、第二種の区分は廃止されております。

- 2．電話機レンタル、無線呼出サービス（ポケットベル）の代理店業務、および市外電話サービスの取次に関する事業は、現在行っておりません。
- 3．情報通信ショップ（「e-BoooMショップ」）とは、全ての移動体通信事業者の商品と電話加入権の販売を始めとする固定通信サービスの取扱い、並びに中古携帯電話機の販売と買取を行う店舗であります。
- 4．専門ショップには、「ドコモ、エーユー、ソフトバンク、ウイルコム、イー・モバイル」の5つの移動体通信事業者ブランドによる独立した店舗の他、情報通信ショップ内に「イー・モバイル」のキャリアショップを併設した店舗があります。
- 5．「エコたん」とは、2次利用で環境にやさしい「エコロジー端末（たんまつ）」、安価で経済的な「エコノミー端末（たんまつ）」の意味合いを持った造語であり、当社独自の商標であります。

3【事業の内容】

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。事業の内容につきましては、事業の部門別に記載しております。

当社の事業内容は、携帯電話等の移動体通信端末機器の販売を中心とする移動体通信関連事業および電話加入権等の固定電話サービスの取扱いを中心とする固定通信関連事業の他、中古携帯電話機の取扱いを行うリユース事業等のその他の事業となっております。

(1) 移動体通信関連事業

当事業は、大きく分けて移動体通信サービスの利用申込取次業務と移動体通信端末機器の販売業務の二つから成り立っております。

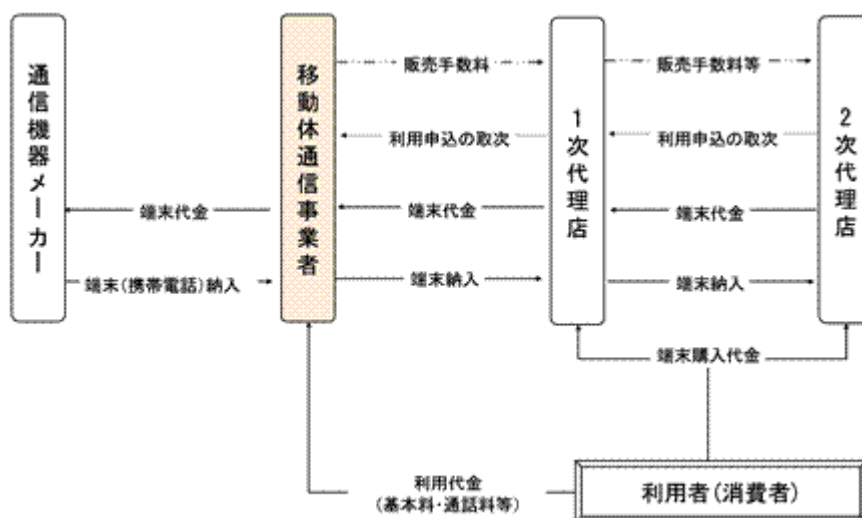
移動体通信サービスの利用申込取次業務とは、当社と移動体通信事業者、または1次代理店との間において締結された代理店契約に基づき、消費者からの各移動体通信事業者に対する通信サービスへの利用申込を取次ぐ業務であり、一方、移動体通信端末機器の販売業務とは、消費者が利用申込みを行った通信サービスの提供を受けるため、当該事業者から提供される移動体通信端末機器を消費者に販売する業務のことをいいます。

当社は、移動体通信事業者、または1次代理店から移動体通信端末機器を仕入れ、消費者が利用申込みを行った移動体通信事業者への同サービスの利用申込みの取次ぎを行うと同時に、消費者には移動体通信端末機器の販売を行っており、消費者からは移動体通信端末機器の代金を、移動体通信事業者等からは、取次いだ利用申込の成立に応じた販売手数料等を収受しております。

また、移動体通信端末機器の販売チャネルといたしましては、当社が直接運営を行う直営店での販売が主な販路であり、不特定多数の消費者に同サービスの取次ぎを行うと共に、移動体通信端末機器の販売を行っております。また直営店は、複数の移動体通信事業者の商品およびサービスを取扱う「情報通信ショップ」と、特定の移動体通信事業者の商品およびサービスを取扱う「専門ショップ」の二種類に分類され、専門ショップにおいては、特定の移動体通信事業者の顧客に対するアフターサービス等の業務を行っております。

なお、当事業におきましては、一部の移動体通信端末機器や同機器の販売方法において、消費者に対し仕入価格を下回る販売価格で移動体通信端末機器を販売する場合がありますが、当社が取次ぐ利用申込の成立に応じて受取る販売手数料等を原資として、仕入価格を下回る販売を行った場合においても利益を確保することが可能な仕組みとなっております。

[移動体通信端末の流通ルート]

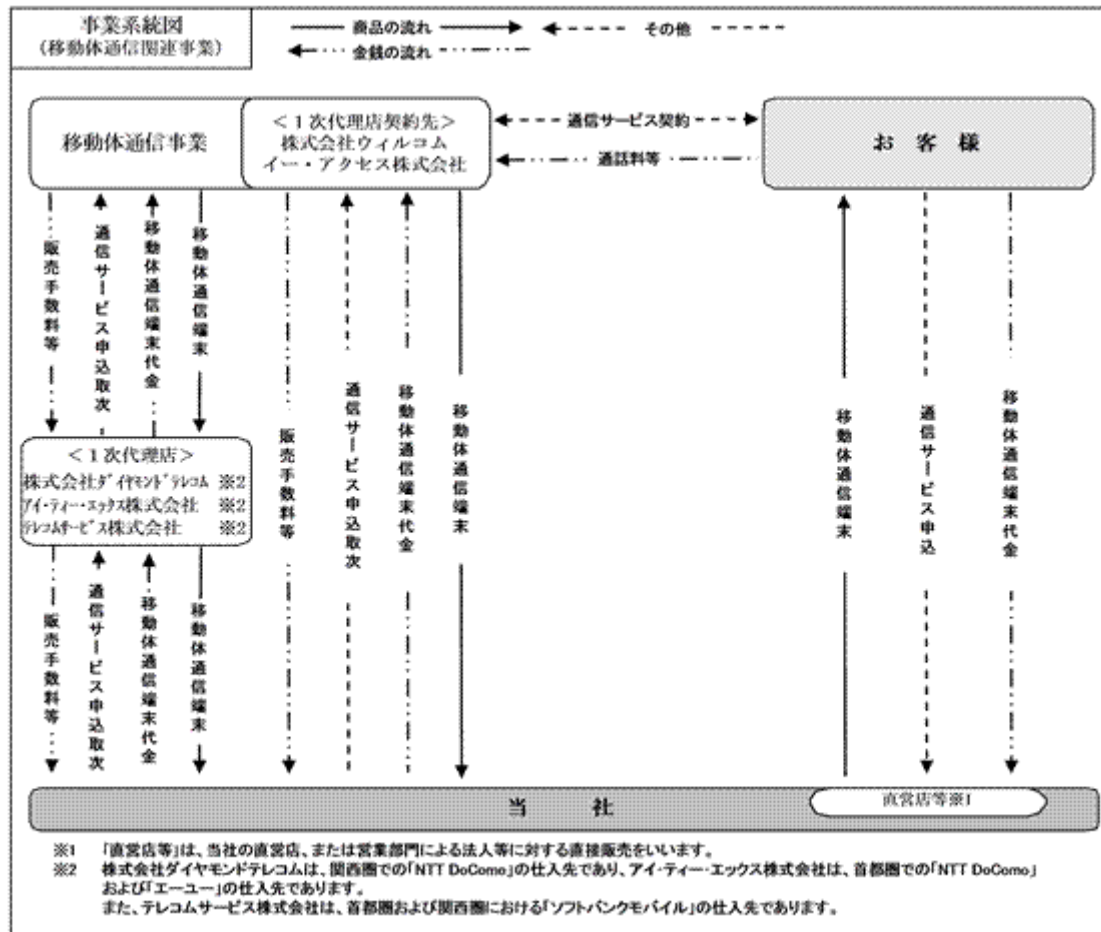


[販売手数料等の種類]

種 類	内 容
基本手数料	移動体通信端末機器の販売台数等に応じて受取る手数料
基本インセンティブ	機種にかかわらず、移動体通信端末機器を販売する毎に受取る手数料
数量インセンティブ	移動体通信端末機器の販売台数に応じて基本インセンティブに加算される手数料
特別インセンティブ	機種別や店舗別に設定された目標販売台数をクリアすること等、上記インセンティブに該当しない要因で受取る手数料
継続手数料	自社経由で販売された移動体通信端末機器のユーザーが、携帯電話事業者を支払う基本料金および通話料に応じた手数料

(注) その他、アフターサービスに対する手数料等があります。

移動体通信関連事業における事業系統図は、次のとおりです。



(2) 固定通信関連事業

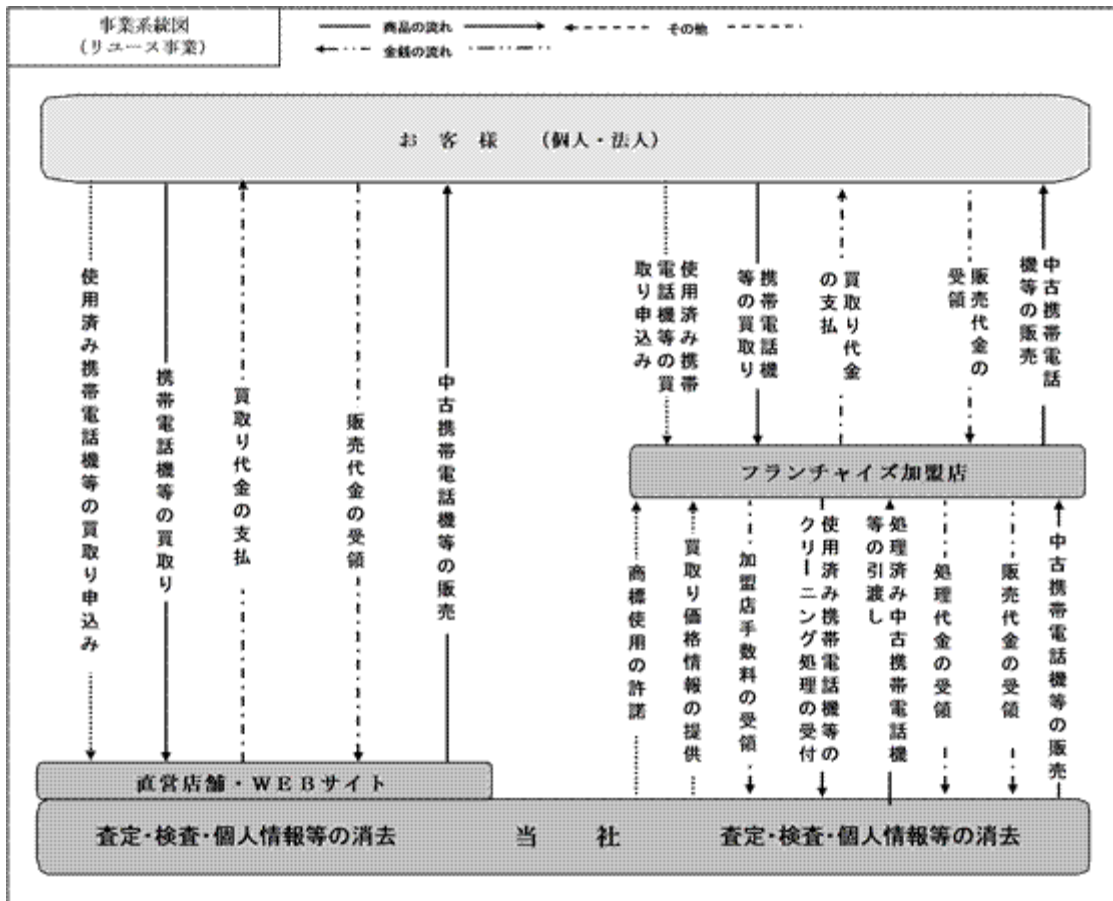
当事業は、F T T H（注1）やD S L（注2）を始めとした高速大容量の通信サービスを個人や法人からの要望に合わせ各電気通信事業者に取次ぐ他、直収電話サービス（注3）等の電話加入権料（施設設置負担金）を必要としない固定通信サービスを同様に取次ぐことにより、受取手数料を得ることをビジネスモデルとした事業の他、電話加入権が不要になった不特定多数の消費者から電話加入権を買取り、これを必要とする消費者に廉価で販売する二種類の事業から成り立っております。

F T T HやD S Lの取次ぎにおいては、N C C系固定通信事業者（注4）等の電気通信事業者や、その代理店である一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会と代理店契約を締結しており、同サービスへの加入取次契約数に応じた受取手数料を得る他、電話加入権を販売する際に同サービスの利用者から付加サービス（キャッチホン、ナンバーディスプレイ、マイライン登録）等への加入依頼を電気通信事業者に取次ぐことにより、同業務に伴う受取手数料を得られる仕組みとなっております。

また、電話加入権の販売に関しましては、当社直営のインターネットを利用した通信販売サイトだけでなく、家電量販店等と申込取次契約等を締結し全都道府県にわたる販売網を構築しており、電話加入権があれば電話回線はN T Tのサービス地域なら全国どこでも設置でき、中古回線といえども権利を譲渡するだけでするので商品が劣化する恐れはありません。不要になった電話加入権を売りたい人、必要になった電話加入権を買いたい人が、「便利に、円滑に、安全に」取り引きできる仕組みを確立しております。

- (注) 1. F T T Hとは、「Fiber To The Home」の略で、各家庭に光ファイバーを直接引き込み、高速の通信環境を提供するサービスをいいます。
2. D S Lとは、「Digital Subscriber Line」の略で、電話線を使って高速なデジタルデータ通信を行う技術をいいます。
3. 直収電話サービスとは、N C C系固定通信事業者がN T T地域会社から電話の加入者線設備自体を借受け、基本料金を含む全ての電話サービスをN C C系固定通信事業者にて提供するサービスをいいます。
4. N C C系固定通信事業者とは、1985年 4月に電気通信事業が自由化されて以降、新しく第一種電気通信事業に参入した事業者をいいます。

その他の事業の内、リユース事業における事業系統図は、次のとおりです。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
79(145)	34.8	6.57	3,982,440

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パート・アルバイト社員、派遣社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成25年4月30日現在

事業部門別	従業員数(人)
移動体通信関連事業	49(116)
固定通信関連事業	4(15)
その他の事業	16(13)
管理部門	10(1)
合計	79(145)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パート・アルバイト社員、派遣社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数には、契約社員および嘱託社員を含んでおります。なお、当社から社外への出向者はありません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度（平成24年5月1日から平成25年4月30日まで）におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要等を背景として一部に回復の兆しが見られたものの、長期化する欧州債務危機や日中関係の悪化に伴う輸出の減少等により、景気の先行きは不透明な状況下にありつつも、政権交代後における積極的な経済政策や構造改革への取組みにより、僅かながら景況感に回復の兆しが見えつつあります。

当社の属する通信業界におきましては、主力の移動体通信分野では市場が一層成熟化を迎え、各移動体通信事業者による低廉な通信サービスプランの提供や、スマートフォンを中心とした新機種の導入に加え、モバイルインターネット需要の拡大を背景とした次世代高速通信規格「LTE（注1）」の普及を通じ、自社通信サービスネットワークへの囲い込み等、顧客の獲得競争は一段と激しさを増しております。

一方、固定通信分野におきましては、F T T Hサービス等の光ファイバー回線を中心としたブロードバンドサービスの伸展により、光ファイバー回線を利用したテレビの視聴や「Wi-Fi（注2）」対応機器によるインターネットへの無線接続等、固定通信と移動通信、あるいは通信と放送の融合等、通信業界は、これらのサービス競争においても新たな局面を迎えつつあります。

このような事業環境の中、移動体通信関連事業におきましては、関西圏において「専門ショップ」2店舗を新たに outlets 販売拠点の拡充を図ると共に、既存の「専門ショップ」1店舗について、移転リニューアルの実施により駐車スペースの確保を始めとした店舗設備の整備等、お客様へのサービスレベルの向上に努めてまいりました。

また、これらの諸施策に基づき、新規・機種変更需要の獲得の他、同種の店舗のみに認められた各種付加サービスへの加入促進等、窓口業務の取扱い強化に努めると共に、引き続き経営効率と財務体質の改善に向け、店舗運営コストを始めとした一般管理費の削減の他、不採算店舗の閉鎖等の措置を講じてまいりました。

しかしながら同事業分野におきましては、各移動体通信事業者からスマートフォンを中心とした新機種の相次ぐ導入や超大型人気機種の発売に伴い需要は比較的堅調に推移してまいりましたが、一方では、同機種の販売比率が上昇するに従い接客対応時間の長時間化等、業務負荷の増加も相俟って、単位時間当たりの販売台数は低下傾向にあり、利益面においても人件費を始めとした販売コストの増加に伴い厳しい状況下にありました。

中古携帯電話機「エコたん（注3）」の販売を始めとするリユース事業におきましても既存携帯電話の仕入れに相当する中古携帯電話機の確保において、仕入元チャネルの整備・拡充と合わせインターネットを利用したWEBサイトでの買取機能の強化等、不断の努力を重ねてまいりましたが、商品の供給力が顧客の需要に追いつかず、また、フランチャイズ加盟店の新規加入獲得においても、新規加盟料での価格競争や商品不足を背景に当初の見込みを下回ったことにより、販売台数および売上高共に前事業年度を下回る状況で推移いたしました。

一方、固定通信関連事業におきましては、F T T H等の光ファイバーサービスへの加入獲得業務において、大手インターネットプロバイダーとの協業や、一般企業に対する同サービスへの転換促進業務が奏功したことにより、売上高および新規加入実績は共に、比較的順調に推移してまいりました。

これらの結果、当事業年度における経営成績は、固定通信関連事業においてF T T H等のブロードバンド回線の契約獲得は順調に推移したものの、主力の移動体通信関連事業において、店舗の閉鎖に伴う販売チャネルの減少、およびリユース事業における販売数量等の減少により、売上高は6,171百万円と前事業年度の売上高6,405百万円に比べ234百万円、3.7%の減少となりました。

営業損益につきましては、首都圏と関西圏の「情報通信ショップ」並びに「専門ショップ」の他、中古携帯電話機専門の「エコたんショップ」等、不採算店舗を閉鎖し、収益体質の改善に努めてまいりましたが、市場競争の激化に伴う値引き施策や顧客還元型の販売促進施策の拡大と共に、スマートフォンの販売比率の上昇に伴う店頭業務負荷の増大とそれに伴う人件費等の販売コストの上昇により、営業損失24百万円（前事業年度は12百万円の営業利益）となりました。

また、経常損益につきましては、営業外収益において営業支援金収入等が18百万円あり、支払利息等の営業外費用1百万円を差し引いた結果、経常損失7百万円（前事業年度は22百万円の経常利益）となりました。

なお、当期純損益につきましては、第3四半期会計期間において、役員の退職慰労金受給権放棄の申し出を受け役員退職慰労金債務免除益58百万円の特別利益を計上いたしました。また、首都圏および関西圏の不採算店舗7店舗の閉鎖に加え、関西圏の「専門ショップ」1店舗の移転等により、賃貸借契約解約損4百万円、固定資産除却損7百万円、減損損失4百万円の合計17百万円の特別損失を計上し、税金費用等5百万円を差し引いた結果、当期純利益は28百万円と前事業年度における当期純利益6百万円に比べ21百万円、353.0%の増加となりました。

（注）1. 「LTE」とは、3.9Gと呼ばれる次世代携帯電話の通信規格の一つであり、「長期的進化」を意味する英語「Long Term Evolution」の略称であります。

2. 「Wi-Fi」とは、Wi-Fi Alliance（米国に本拠を置く業界団体）によって、国際標準規格であるIEEE 802.11規格を使用したデバイス間の相互接続が認められたことを示す名称であります。

3. 「エコたん」とは、2次利用で環境にやさしい「エコロジー端末（たんまつ）」、安価で経済的な「エコノミー端末（たんまつ）」の意味合いを持った造語であり、当社独自の商標であります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。業績の状況を事業部門別に記載しております。

(移動体通信関連事業)

当事業年度における移動体通信関連事業におきましては、各移動体通信事業者からのスマートフォンを中心とした新機種の相次ぐ導入や超大型人気機種の発売に伴い需要は比較的堅調に推移してまいりましたが、同機種の販売比率が上昇するに伴い接客対応時間の長時間化等、業務負荷の増加と共に単位時間当たりの販売台数は低下傾向にあり、利益面においても人件費を始め、市場競争の激化に伴う値引きや顧客還元型の販売促進施策の拡大も相俟って、収益環境は当初の想定を超えた厳しい状況下にありました。

このような事業環境の中、複数の移動体通信事業者の端末機器を取扱う「情報通信ショップ」においては、モバイルナンバー・ポータビリティの推進により、新規・機種変更需要の獲得に注力すると共に、「専門ショップ」では同種の店舗のみに認められた各種付加サービスへの加入促進等、窓口業務の取扱いを強化してまいりました。

また、店舗政策におきましては、関西圏において「専門ショップ」2店舗を新たに出店し、販売拠点の拡充を図ると共に、既存の「専門ショップ」1店舗について、移転リニューアルの実施による増床や駐車スペースの確保等、店舗設備の整備を通じ、お客様へのサービスレベルの向上に努めつつ、引き続き経営効率と財務体質の改善に向け、首都圏および関西圏の「情報通信ショップ」4店舗、「専門ショップ」1店舗の不採算店舗の閉鎖を始めとするコスト削減を実施してまいりました。

この結果、移動体通信関連事業における店舗数は、前事業年度末 26店舗から23店舗へと営業拠点数が減少したこと等も加わり、売上高は 5,697百万円（販売台数 75,743台）と前事業年度における売上高 5,965百万円（販売台数 94,002台）に比べ 268百万円（販売台数 18,259台減）減少、率にして 4.5%（販売台数 19.4%減）の減少となりました。

(固定通信関連事業)

当事業年度における固定通信関連事業におきましては、F T T H等の光ファイバーサービスへの加入獲得は、A D S Lサービスからの切り替え需要が一巡しつつあり、市場環境は引き続き厳しい状況で推移いたしました。

しかしながら、大手インターネットプロバイダーとの協業を通じ新たな顧客開拓を行なうと共に、一般企業に対する同サービスへの転換促進業務について、当社コールセンター部門の効率的な運用を通じ、同事業における売上とコストバランスに配慮した運営に努めてまいりました。

この結果、これらの施策が奏功し、F T T H等の光ファイバーサービスへの加入獲得に伴う売上高は 113百万円（契約数 4,701件）と前事業年度における売上高 43百万円（契約数 2,159件）に比べ 69百万円（契約数 2,542件増）増加、率にして 161.1%（契約数 117.7%増）の増加となりました。

一方、A D S L付き電話加入権のセット販売につきましては、F T T H等の光ファイバーサービスの普及と共に需要は低下し、家電量販店を始めとする取次店およびインターネットによるW E B販売が減少したことにより、売上高は 19百万円（販売回線数 1,991回線）と前事業年度における売上高 32百万円（販売回線数 2,764回線）に比べ 13百万円（販売回線数 773回線減）減少、率にして 40.4%（販売回線数 28.0%減）の減少となりました。

これにより固定通信関連事業全体での売上高は、132百万円と前事業年度における売上高 75百万円に比べ 56百万円、75.2%の増加となりました。

(その他の事業)

当事業年度におけるその他の事業のうち、中古携帯電話機「エコたん」の販売を始めとするリユース事業におきましては、自社保有の中古携帯電話機等を取扱う「イーブーム.WEB (<http://www.e-booom.com>)」や、自社およびフランチャイズ加盟店向けの中古携帯電話機専門サイト「エコたん.jp (<http://www.ecotan.jp>)」の他、パソコンやA V機器を中心とした電気製品の価格比較サイト運営企業との協業を通じ、インターネット上での販売や仕入チャネルの整備と強化に注力してまいりました。

また、同事業を通じてのフランチャイズ加盟店の募集につきましては、大手レンタル事業者との連携を通じて新規加盟店の獲得を行う一方、多種多様な業種からの新たなフランチャイズ加盟店の発掘を目指し国内各地における事業説明会の開催や、各種訴求手段を用いたP R活動を実施してまいりました。

同事業におきましては、中古携帯電話機の確保において、インターネットを利用したW E Bサイトでの買取機能の強化を契機とした仕入元チャネルの拡充により、状況は僅かながらも改善傾向が見られたものの、依然として商品供給力が顧客の需要に追いつかず、また、「エコたんショップ」2店舗の閉鎖に加え、フランチャイズ加盟店の新規加入獲得においても、新規加盟料での価格競争や商品不足を背景に当初の見込みを下回る状況で推移いたしました。

この結果、中古携帯電話機「エコたん」の販売を始めとするリユース事業分野におきましては、中古携帯電話機の商品不足を起因とした販売数量の減少に加え、フランチャイズ加盟店への新規加入企業数の低下に伴う加盟店手数料収入や同店舗への卸売販売の減少により、当事業年度の売上高は 295百万円（販売台数 21,861台）と前事業年度におけるリユース事業分野全体での売上高 318百万円（販売台数 23,687台）に比べ 23百万円（販売台数 1,826台減）減少、率にして 7.3%（販売台数 7.7%減）の減少となり、その他の事業全体では、携帯コンテンツ収入やメモリーカードの他、携帯アクセサリ商品の販売収入を加え、売上高は 340百万円と前事業年度における売上高 363百万円に比べ 23百万円、6.3%の減少となりました。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

事業部門別売上高の内訳

なお、事業部門別の売上高 3 期間の内訳および推移は次表のとおりとなっております。

	平成23年 4 月期		平成24年 4 月期		平成25年 4 月期	
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)
売上高	6,281	100.0	6,405	100.0	6,171	100.0
移動体通信関連事業	5,907	94.1	5,965	93.1	5,697	92.3
通信機器販売	2,892	46.1	2,834	44.2	3,057	49.5
受取手数料収入	3,015	48.0	3,131	48.9	2,640	42.8
固定通信関連事業	77	1.2	75	1.2	132	2.2
電話加入権販売	23	0.4	14	0.2	11	0.2
受取手数料収入	53	0.8	61	1.0	121	2.0
その他の事業	295	4.7	363	5.7	340	5.5
リユース事業分野	198	3.2	318	5.0	295	4.8
その他の商品売上高	13	0.2	19	0.3	27	0.4
その他の手数料収入	83	1.3	26	0.4	18	0.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ 87百万円増加し、142百万円（前事業年度末の資金の期末残高は 55百万円）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の営業活動の結果、使用した資金は 12百万円（前事業年度は、32百万円の使用）となりました。これは、主として税引前当期純利益が 33百万円、減価償却費が 39百万円、売上債権の減少が 37百万円あったものの、役員退職慰労金債務免除益が 58百万円、その他支出が 34百万円、たな卸資産の増加が 20百万円、仕入債務の減少が 12百万円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の投資活動の結果、獲得した資金は 32百万円（前事業年度は、44百万円の獲得）となりました。これは、主として差入保証金の回収による収入が 102百万円あったものの、固定資産の取得による支出が 43百万円、差入保証金の差入による支出が 19百万円、資産除去債務の履行による支出が 6百万円あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の財務活動の結果、獲得した資金は 67百万円（前事業年度は、121百万円の使用）となりました。これは、主として短期借入金の純増額が 89百万円あったものの、社債の償還による支出が 20百万円、リース債務の返済による支出が 1百万円あったことによるものです。

2【仕入及び販売の状況】

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。仕入および販売の状況につきましては、事業の部門別に記載しております。

(1) 仕入実績

当事業年度の仕入実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	第25期 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)	前年同期比(%)
移動体通信関連事業 (千円)	4,362,415	95.2
固定通信関連事業 (千円)	1,995	52.3
その他の事業 (千円)	203,374	144.8
合計 (千円)	4,567,786	96.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	第25期 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)	前年同期比(%)
移動体通信関連事業 (千円)	5,697,575	95.5
固定通信関連事業 (千円)	132,576	175.2
その他の事業 (千円)	340,851	93.7
合計 (千円)	6,171,003	96.3

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	第24期 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)		第25期 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
テレコムサービス株式会社	2,718,497	42.4	2,580,363	41.8
アイ・ティー・エックス株式会社	1,409,057	22.0	1,334,066	21.6
株式会社ダイヤモンドテレコム	706,868	11.0	806,645	13.1

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社を取り巻く事業環境は、移動体通信分野および固定通信分野において、市場は成熟化し飽和状態を迎えつつも、一方では、スマートフォンやタブレット型端末機器の普及に伴い、「LTE」を始めとした次世代の高速通信技術の進展や、F T T Hの更なる大容量高速化等、これらの新技術を基盤とした新たなサービスの登場により、周辺分野において多種多様なビジネスチャンスが生まれるものと考えております。

また、中古携帯電話機等の取扱いを中心としたリユース事業では、移動体通信端末機器の高騰と環境や資源リサイクルを始めとした「エコロジー」機運の高まりと共に、引き続き市場の拡大が予測されており、これら事業の遂行において共通する課題は、ますます複雑化するサービス体系や高度化する商品知識への対応等に向けた販売スタッフの育成であると考えております。

当社におきましては、現在継続企業の前提に関する重要事象等が存在しておりますが、事業の遂行を通じて当該事象を早期に解消すべく、以下の事項を課題と認識し対処をまいりたいと思っております。

(1) 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業におきましては、従来からの新規・機種変更に伴う端末機器の販売はもとより、スマートフォンやタブレット型端末機器を対象としたアクセサリ等の取扱いを強化する他、各移動体通信事業者が提供する各種付加サービス等への加入業務の推進を始めとした周辺ビジネスへの積極的な関与を通じて、新たな収益基盤の確保を図ってまいります。

また、お客様との唯一の接点である店舗においては、集客力の向上を目指しタイムリーな情報提供やサービスレベルの改善による信頼関係の構築等を通じて、更なる顧客満足度の向上を目指してまいります。

これら施策の実行につきましては、移動体通信分野のみならずコンピューター等、情報通信分野も含め、高度な専門知識を習得した従業員を効率的に養成すると共に、必要とする営業拠点に対して、効果的な人員配置が可能な体制を早期に実現することが必要であり、これらの課題に対処するため、従業員の定着率の改善と採用活動の強化を始め、定期的な販売スタッフへのスキルアップ教育や各通信事業者による認定資格の取得等、教育研修体制の整備に努めてまいります。

(2) 固定通信関連事業

固定通信関連事業におきましては、光ファイバーサービス網の社会への普及と共に、ADSLや一般の加入電話等のナローバンド回線からの切り替え需要を含め、市場全体が急速に成熟化しており、これに対処するため移動体通信分野との連携による種々のサービス提案を契機として、取扱い領域の多様化等、固定通信分野に関する総合的なサービス提供事業へと転換を図る方針であります。

(3) リユース事業

中古携帯電話機の取扱いを推進するに当たり、商品仕入に相当する端末機器の買取り時において、個人データの消去等、独自のノウハウが必要な他、古物営業法に定められた各種手続きを経て初めて取扱いが可能となるため、古物営業法や個人情報保護法等、コンプライアンス教育を含め、高度な専門知識を持った従業員の育成の他、中古携帯電話機の安定的な確保を目的とした仕入元チャネルの整備・拡充が重要な課題であると認識しております。

当社といたしましては、これらの課題に対処するため、同事業従事者への定期的なコンプライアンス教育や実務研修を通じ、同事業において専門知識を持った従業員の育成に努めてまいります。

また、中古携帯電話機の確保については、協業企業との連携やインターネットを利用したWEBサイトでの買取機能の強化を図りつつ、使用済み携帯電話機の売却や再利用に対する社会的認知度の向上に向け、種々の啓蒙活動を実施する方針であります。

4【事業等のリスク】

1. 以下においては、当社の事業の状況および経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項について記載を行っております。

また、その他の事項であっても、投資者の判断に重要な影響をおよぼすと考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示を行っております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合においては適切な対応に努める方針であります。投資判断を行われるにあたっては本項および本書中の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日（平成25年7月24日）現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社の収益構造について

当社の事業別の売上高構成は下記のとおりとなっており、売上高全体に占める移動体通信関連事業の構成比が、平成23年4月期 94.1%、平成24年4月期 93.1%、平成25年4月期92.3%と相対的に高いものとなっております。

当社では、情報通信ショップ「e-Boom」および「エコたん」専門店、並びに、インターネットを利用した「イーブーム.WEB（<http://www.e-booom.com>）」サイトや、「エコたん.jp（<http://www.ecotan.jp>）」サイト等のWEB店舗において、中古携帯電話機「エコたん」の取扱いを強化しつつ、F T T HやD S Lを始めとするブロードバンドサービスの取扱いを強化することにより、移動体通信関連事業以外の収入の獲得に注力していく方針であります。

当面は、売上高全体に占める移動体通信関連事業の売上構成比が高い状態で継続するものと考えられることから、当社の業績は、移動体通信関連事業の業績に大きな影響を受け、同事業の業績が悪化した場合、当社の業績に悪影響をおよぼす可能性があります。

一方、利益面から見た場合、移動体通信関連事業は、移動体通信端末機器の高性能・高機能化等により端末機器の仕入価格が上昇傾向にあると共に、同業者間との競合や割賦販売制度の普及等により、仕入価格の上昇分を販売価格に転嫁しにくい状況にあり同事業の利益率は、固定通信関連事業やその他の事業に分類されるリコース事業に比べて、相対的に低いものとなっております。

しかしながら、移動体通信関連事業により得られる利益の絶対額は他の事業に比べ極めて大きく、今後、同事業の利益率の悪化による利益の減少分を他事業の利益の増加分で補うことができなかった場合、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、事業部門別の売上高3期間の内訳および推移は次表のとおりとなっております。

	平成23年4月期		平成24年4月期		平成25年4月期	
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)
売上高	6,281	100.0	6,405	100.0	6,171	100.0
移動体通信関連事業	5,907	94.1	5,965	93.1	5,697	92.3
通信機器販売	2,892	46.1	2,834	44.2	3,057	49.5
受取手数料収入	3,015	48.0	3,131	48.9	2,640	42.8
固定通信関連事業	77	1.2	75	1.2	132	2.2
電話加入権販売	23	0.4	14	0.2	11	0.2
受取手数料収入	53	0.8	61	1.0	121	2.0
その他の事業	295	4.7	363	5.7	340	5.5
リコース事業分野	198	3.2	318	5.0	295	4.8
その他の商品売上高	13	0.2	19	0.3	27	0.4
その他の手数料収入	83	1.3	26	0.4	18	0.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 移動体通信関連事業の運営上のリスクについて

同事業の事業モデルについて

当社の移動体通信関連事業では直営店を主たる販売チャネルとして移動体通信端末機器の販売を行っておりますが、移動体通信端末機器はメーカーから直接仕入れているのではなく、移動体通信事業者がメーカーから一括して買い上げ一次代理店に卸しており、当社においては移動体通信事業者や一次代理店から移動体通信端末機器を仕入れております。

また、移動体通信端末機器については、主に一般消費者に販売を行っており、移動体通信サービスの申し込み取次ぎにかかる対価として移動体通信事業者や一次代理店から基本手数料や継続手数料等の受取手数料を収受しております。

移動体通信端末機器の値引き販売について

当社においては、移動体通信事業者や一次代理店から収受する受取手数料を原資として、一部の移動体通信事業者の一部の移動体通信端末機器について、仕入価格を下回る価格で移動体通信端末機器を販売する場合がありますが、受取手数料に関する料率等の支払条件は、移動体通信事業者や一次代理店と当社との交渉で決定されるため、受取手数料収入の売上高は移動体通信事業者や、一次代理店の手数料政策に影響を受けます。

また、受取手数料の料率等の支払条件は毎月見直しが行われており、支払条件の変更頻度が高いものとなっております。

このため、業界における一般的な傾向として受取手数料の料率は、近年低下する傾向にあり、将来において手数料の料率が現状よりも引き下げられた場合は、移動体通信端末機器の販売価格に転嫁をせざるを得なくなり、これに伴う販売価格の高騰等により顧客の購買意欲が減退することで、販売台数および売上高が減少する可能性があります。

また、携帯電話・PHSの累計加入契約件数は、近年の普及率の上昇に伴う新規加入の減少により鈍化しております。また、競合他社との競争も激化しており、価格競争等により手数料率の引き下げ分を十分に販売価格に転嫁することが出来ない可能性があり、利益率の悪化をもたらす恐れがあります。その場合、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

手数料体系の変化について

受取手数料収入には主に基本手数料と継続手数料とがあり、基本手数料は販売台数等に応じて支払われる手数料で、販売した時点で売上高に計上されます。

また、継続手数料は当社経由で販売された端末のユーザーが移動体通信事業者に支払う基本料金および通話料に応じて支払われる手数料であり、当該ユーザーが契約を継続している間、最長で6年間支払われることとなります。

現在の手数料体系はこのようなものとなっておりますが、今後この手数料体系が変化した場合、場合によっては受取手数料が減少する可能性があり、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後において、移動体通信事業者や一次代理店の手数料政策が大幅に変更され、手数料体系が変更され手数料率が低下し、当社業績に悪影響を及ぼす可能性については否定できません。

当社は移動体通信事業者や一次代理店の手数料体系が変更された場合、その手数料体系下で最も効率的に収益を獲得できるよう、販売戦略やビジネスモデル等について検討していく方針ではありますが、移動体通信事業者や一次代理店の手数料政策の変化の方向性や影響は予測し難く、また当社がそれに適切に対応できるかどうか不明であります。

当社の収益構造が大幅に変化する可能性や営業政策の大幅な変更を余儀なくされる可能性があり、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

需要の減少について

移動体通信関連事業につきましては、近年の普及率の上昇に伴い携帯電話等の新規加入需要が減少傾向にあり、機種変更需要や他の移動体通信事業者への買換え需要が中心となっておりますが、デザインや機能面で消費者にとって魅力ある端末・サービスが継続的に市場に投入されなかった場合は需要が減退し、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

短期解約時の手数料の返戻について

当社が顧客に対し移動体通信端末機器を販売後、一定期間（概ね4ヶ月から6ヶ月）以内に顧客が解約を行った場合、当社は移動体通信事業者や一次代理店に対し、当該顧客への販売に係る当社が受け取った基本手数料の一部について、契約から解約までの期間に応じて返還しなければならない契約となっております。

将来において何らかの理由により各移動体通信事業者との間において取り決められた一定期間以内の短期に解約する顧客が急増した場合は、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では顧客が一定期間以上利用することを前提に販売価格を設定しており、顧客が各移動体通信事業者との間において取り決められた一定期間以内の短期に解約を行った場合は、赤字の取引となってしまう可能性があります。

当社では顧客に対して無理な販売は行わないことや、長期契約割引サービスの加入を促進することで短期解約の防止に努めてはおりますが、一定期間以内の短期に解約する顧客が急激に増加した場合、利益率が悪化し、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、短期解約による返戻金を合理的に見積ることにより、短期解約返戻金見込額を引当計上しております。

主要な販売先について

当社の主要な販売先は下記のとおりとなっており、NTTドコモの一次代理店であり当社の関西圏において同社の製品を供給する株式会社ダイヤモンドテレコムおよび首都圏において同社の製品を供給するアイ・ティー・エックス株式会社、並びにエーユーの一次代理店であり同社の製品を当社の関西圏と首都圏に供給するアイ・ティー・エックス株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の一次代理店であり同社の製品を当社の関西圏と首都圏に供給するテレコムサービス株式会社への売上高が相対的に大きいものとなっております。

これら3社に対する売上高の内容は、主として移動体通信関連事業における移動体通信端末機器の割賦販売に伴う機器代金と受取手数料収入であり、3社に対する売上高が大きくなっているのは、移動体通信端末機器の販売において、NTTドコモ製品やエーユー製品、ソフトバンクモバイル製品の取扱高が大きいことによります。

当社では、全ての移動体通信事業者の商品等を取扱う情報通信ショップの他、特定の移動体通信事業者の商品を取扱う専門ショップの運営を行っており、特定の移動体通信事業者に偏った店舗の出店に注力する戦略は採ってはおりませんが、顧客ニーズに合った製品の提供を行った結果、これら3社に対する売上高が高まったものであります。

なお、主要な販売先別の売上高は次表のとおりとなっております。

相手先	第24期 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)		第25期 (自平成24年5月1日 至平成25年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
テレコムサービス株式会社	2,718,497	42.4	2,580,363	41.8
アイ・ティー・エックス株式会社	1,409,057	22.0	1,334,066	21.6
株式会社ダイヤモンドテレコム	706,868	11.0	806,645	13.1

なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 固定通信関連事業の運営上のリスクについて

同事業の事業モデルについて

当社の固定通信関連事業では、インターネットを利用したWEBサイトや、家電量販店等を主たる販売チャネルとして、F T T HやA D S L等、ブロードバンド回線の加入取次ぎ業務を行なう他、電話加入権（1）の販売を行っており、売上はF T T HやA D S Lを運営する固定通信事業者からの受取手数料収入と電話加入権の販売による売上高とで構成されています。

電話加入権とは、施設設置負担金を支払うことで得られる加入電話サービス（2）の提供を受けられる権利を言いますが、当社ではこの電話加入権を仕入れて、販売時に各種付加サービスへの加入取次ぎや、A D S L等の受注、並びにF T T H等のブロードバンド回線への加入取次ぎを行うことにより、固定通信事業者から受取手数料等を収受しております。

また、ソフトバンクテレコム株式会社等のNTT以外の固定通信事業者が直収電話サービスを開始し、当社はこれらの固定通信事業者と代理店契約等を締結し、当該サービスの申込を取り次ぐことにより、受取手数料等を収受しております。

1 電話加入権とは

一般電話回線を引く場合、N T T 地域会社に対して施設設置負担金（36,000円、税抜き）等を支払い、加入電話契約を締結する必要があります。施設設置負担金とは加入者回線部分の新規架設工事に要する費用であり、施設設置負担金を支払うことにより契約者は加入電話契約に基づいて加入電話の提供を受ける権利を得られます。この権利のことを一般的に電話加入権と呼んでおります。電話加入権は譲渡が可能であり、経済的価値を有していると考えられることから、売買の対象とされ質権設定の対象にもなっております。

2 加入電話サービスを受けるには

消費者が一般電話回線を引く場合、現時点においては以下の5通りの方法が考えられます。

- a) N T T 地域会社に対して施設設置負担金を支払い加入電話契約を締結する。
- b) 当社のような電話加入権売買業者を通じて電話加入権を購入する。
- c) 施設設置負担金は不要だが月額基本料金が通常よりも250円（税抜き）高いライトプランを申し込む。
- d) ソフトバンクテレコム株式会社、K D D I 株式会社等のN T T 以外の固定通信事業者が提供する直収電話サービスを申し込む。
- e) N T T 地域会社、電力会社系固定通信事業者等が提供する光ファイバーを利用した電話サービスを申し込む。

前述のように、一般電話回線を引く場合、N T T 地域会社に対して施設設置負担金等を支払い加入電話契約を締結する方法がありますが、電話加入権については譲渡可能なことから電話加入権売買業者を通じて電話加入権を購入し、加入電話契約を締結することもできます。

また、施設設置負担金を不要とする代わりに毎月の基本料金を上乗せするライトプランがデジタル電話回線については平成9年から、アナログ電話回線については平成14年から提供されており、同プランに申し込むことで加入電話サービスの提供を受けることも可能です。

さらに、現在はN T T 以外の固定通信事業者が提供する直収電話サービスを申し込むことで、N T T 地域会社が提供する加入電話サービスと同等のサービスの提供を受けることが可能となっております。

電話加入権の仕入について

電話加入権の仕入については、電話加入権が不要になった不特定多数の法人企業等から買取りという仕入形態を採用しておりますが、商品の特性上、安価で安定的・継続的に当社に電話加入権の供給を行うことができる取引先はありません。従いまして、顧客の需要に応じた電話加入権を確保できない可能性があり、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

施設設置負担金の廃止について

加入電話サービス申し込み時にN T T 地域会社に支払う施設設置負担金の意義は、元来加入電話の早期普及のための設備投資資金の調達にありましたが、既に電話網が全国に整備された今日において新規架設は減少しており、その意義は失われつつあります。

また、加入時の費用が高いことが新規加入や回線増設を妨げている可能性も指摘されております。

特に近年、急速に普及した携帯電話・P H S 等移動体電話の加入コストは比較的安価であり、施設設置負担金の加入コストの割高なことが目立ってきており、携帯電話のみで十分とする消費者も増加しております。このような現状を踏まえて平成16年10月19日に情報通信審議会から総務省に対し、「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」という答申が提出されました。

答申によると施設設置負担金は既に本来の意義を失っており、N T T 東西が今後の競争環境へ対応するための料金戦略として廃止も選択肢とした見直しを行いたい場合については容認すべきであるとの考えが提示されています。

これを受けて、N T T 東西では施設設置負担金をこれまでの72,000円（税抜き）から36,000円（税抜き）へ、ライトプランの加算額をこれまでの月額640円（税抜き）から250円（税抜き）へ平成17年3月1日より値下げしております。

電話加入権は加入電話契約を解除しても返還はされないものとされていることや、電話加入権は減価償却のできない無形固定資産として企業の貸借対照表上に計上されていること、多くの一般家庭に保有されていることを勘案すると、施設設置負担金の廃止に当たっては社会的な影響が大きいことが予想されますが、十分な周知期間や段階的な廃止等、一定の配慮がなされた上で将来的には廃止されるものと考えられます。

施設設置負担金の廃止による収益への影響について

施設設置負担金の廃止の動向については上記のとおりであります。施設設置負担金廃止後は、当社固定通信関連事業における電話加入権販売単体の収益は消失することとなります。

加えて固定通信関連事業における受取手数料は電話加入権の販売に付随して発生することが多いものとなっておりますので、電話加入権販売の減少に伴って受取手数料についても減少する可能性があります。

以上のように施設設置負担金が廃止となることで、固定通信関連事業の収益が減少し、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

今後の対応方針について

施設設置負担金が廃止されたとしてもNTTが行う加入電話サービスが廃止されるわけではなく、NTTの加入電話サービスを利用したい顧客はNTTに加入申込を行う必要があり、また、NTT以外の直収電話サービスやADSL、FTTH等、各固定通信事業者が提供する各種サービスへの加入は、開通に至るまでの諸手続きが事業者毎に相違し複雑なことから、各固定通信事業者は、当社にサービスへの加入に向けたコンサルティング業務を委託しております。

当社では、コールセンター等を利用し、固定通信サービスのコンサルティング等、サービスの申し込みから開通に至るまでの各種手続の処理を代行する業務への取組みを既に開始しております。

このように、これまでの長年にわたる固定通信に関するノウハウの蓄積を活かし、今後は固定通信関連事業を電話加入権販売を核とする事業から、固定通信に関する総合的なサービス提供事業へと転換することにより受取手数料収入を増加させ、電話加入権販売が無くなることによる収益の減少分を確保していく方針であります。

しかしながら、このような当社の施策が奏功するか否かについては現時点では不明であり、電話加入権販売の収益が消失することにより、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 出店政策について

店舗の形態について

移動体通信端末機器の販売ショップは、「専門ショップ」と呼ばれる特定の移動体通信事業者の製品・サービスのみを取り扱う販売店と複数の移動体通信事業者の製品・サービスを取り扱う「情報通信ショップ」の2種類に分類することができます。

専門ショップは表向きあたかも移動体通信事業者の直営店のような外装となっており、新規申し込みや機種変更申し込みの受付だけでなく、料金収納、故障受付等、アフターサービス拠点としての機能を担っております。

一方、情報通信ショップでは複数の移動体通信事業者の製品を取り扱っているため、顧客のニーズに合わせて幅広い商品を提供することができます。

専門ショップと情報通信ショップにはそれぞれ上記のような特徴があり、当社では専門ショップと情報通信ショップの両方の運営を行っております。

情報通信ショップ「e-BooM」は、近年の移動体通信端末機器の高性能・高機能化等により端末仕入価格が上昇傾向にあること、同業者間との競合等の影響により仕入価格の上昇分を十分に販売価格に転嫁しにくい状況であること等により、移動体通信関連事業の利益率については低下する傾向にあります。

当社では、従来からの機能である携帯電話・PHS等の新規および機種変更の受け付けや、電話加入権の販売は無論のこと、FTTHやADSL等のブロードバンドサービスへの加入取次と中古携帯電話機「エコたん」の取扱いを行うことにより、お客様により快適な通信環境と製商品を提案・提供することにより、情報通信に関する新しい生活スタイルを支援することで新たな顧客を誘致し、収益性の向上を図ることを目的としております。

今後の出店政策において、情報通信ショップ「e-BooM」の新規出店に際しては、今後もますます多様化する通信サービスに対し、顧客ニーズを的確に捉えつつ、求めに応じたサービスを適時的確に提供することにより、収益性の向上に努めていきたいと考えておりますが、このような当社の施策が奏功することを現時点で保証することはできません。

事業年度別の店舗数の推移

(単位：店)

	平成21年4月期	平成22年4月期	平成23年4月期	平成24年4月期	平成25年4月期
期末店舗数	35	34	31	30	25
専門ショップ	14	15	15	17	18
(取扱事業者)					
NTTドコモ	3	3	2	2	2
ソフトバンク	7	7	7	6	6
エーユー	2	2	2	2	2
イー・モバイル	-	-	-	1	2
ウイルコム	2	3	4	6	6
情報通信ショップ	21	19	13	9	5
(店舗業態)					
日本テレホンショップ	-	-	-	-	-
e-BooMショップ	21	19	13	9	5
エコたん専門店	-	-	3	4	2

- (注) 1. 平成24年5月にウイルコムプラザ住之江を新設いたしました。
2. 平成24年5月にエコたん買取センター渋谷店を閉鎖いたしました。
3. 平成24年6月にイー・モバイル四条河原町を新設いたしました。
4. 平成24年6月にイーブーム中野駅前店を閉鎖いたしました。
5. 平成24年7月にイーブーム駒川店、イーブーム尼崎店の2店舗を閉鎖いたしました。
6. 平成24年8月にイーブーム八王子店を閉鎖いたしました。
7. 平成24年11月にドコモショップ香里園店を移転リニューアルいたしました。
8. 平成24年12月にエコたん三宮店を閉鎖いたしました。
9. 平成25年1月にウイルコムプラザ下北沢を閉鎖いたしました。

店舗保証金について

当社の直営店の出店については、基本的には土地を購入せず、店舗を賃借する形をとっており、店舗の賃貸借契約の締結にあたっては、貸主に保証金を差し入れることが一般的であります。当社においても、平成23年4月期末 546百万円（総資産額の29.5%）、平成24年4月期末 510百万円（同33.3%）、平成25年4月期末 435百万円（同 28.9%）の保証金を差し入れております。

差入保証金については当社が当該店舗を退去する際には返還される契約となっておりますが、貸主の財政状態が悪化した場合等においては、保証金の全部又は一部の回収が困難となる可能性があります。

当社では、賃貸借契約を締結する際には貸主の信用調査を十分行うよう努めてはおりますが、保証金の全部または一部の回収が困難となり、貸倒引当金・貸倒損失の計上を余儀なくされるような事態が発生した場合、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

新規出店に伴うリスクについて

専門ショップを出店するにあたっては、移動体通信事業者から物件についての条件が提示され、その条件に合致した物件を確保できた運営会社が専門ショップの運営を受託することができます。

当社が出店を希望していても移動体通信事業者の審査を通過しなければならないため、当社の計画通りの時期に出店ができる保証はなく、また当社以外の企業が運営を受託し、当社が出店できなくなる可能性があります。その場合、当社は計画していた売上高を計上できず、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、情報通信ショップの出店に際しても、当社が移動体通信事業者の商材を取り扱う営業拠点を新設や移転、廃止する場合、移動体通信事業者や一次代理店に報告を行う必要があります。

当社が新規に情報通信ショップを出店するにあたっては、移動体通信事業者の方針に影響を受ける可能性があります。

また、新規出店を行う場合、出店方針及び出店コンセプトに合致する店舗が見付からない等の理由により、予定よりも出店時期が遅れる可能性や出店中止を余儀なくされる可能性があると共に、近隣に競合店が新規出店する等、事前に予測不可能な外部環境の変化等により、事前に計画していた収益を計上できない可能性があり、場合によっては退店を余儀なくされる可能性があります。当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重要な契約について

移動体通信関連事業における重要な契約について

移動体通信端末機器の販売業務や移動体通信サービス申し込みの取次業務を行うにあたっては移動体通信事業者や一次代理店と代理店契約を締結する必要があり、また代理店契約は移動体通信事業者毎に契約締結する必要があります。

当社が締結している主な代理店契約は以下のとおりであり、契約期間は1年毎の自動更新となっておりますが、契約期間中であっても事前に通知することにより解除が可能な契約となっており、また重要な契約違反があった場合等においては即時解除ができるものとなっております。

特に近年、個人情報の漏洩が社会的問題となっているため、移動体通信事業者や一次代理店は契約事項の中でも特に個人情報の管理の徹底については重要視しておりますが、当社の保有する個人情報が何らかの理由により漏洩することとなった場合、移動体通信事業者や一次代理店との契約が打ち切られる可能性があります。

移動体通信事業者や一次代理店との関係は良好で、現時点で契約が解除されるような事実は発生しておらず、当社は今後も契約の遵守に努める方針であります。何らかの理由により契約が継続できなくなり、当該移動体通信事業者の製品やサービスが取り扱えなくなる可能性については否定できません。

また、契約の継続ができなかった場合や当社が契約の継続を行わなかった場合、移動体通信事業者や一次代理店から収受していた継続手数料についてもその時点で支払いが打ち切れ、その場合は、売上高の減少や店舗の撤退等により、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

相手方の名称	契約内容
テレコムサービス株式会社	顧客に対するソフトバンク携帯電話サービス契約の締結促進および契約維持活動
株式会社ダイヤモンドテレコム	関西圏におけるNTTドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等
アイ・ティー・エックス株式会社	エーユー電話サービス販売業務委託契約 首都圏におけるNTTドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等

固定通信関連事業における重要な契約について

固定通信関連事業においては、ADSLやFTTH等のブロードバンド回線の獲得や、各種固定通信関連サービスの取次ぎ等により受取手数料収入を得ておりますが、これらのサービス業務を行うにあたっては、固定通信事業者と販売パートナーとして、独自の契約を締結する必要があります。

当社は、これらのサービス業務を取扱う一次代理店として、NTT地域会社（東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社）と平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間の自動更新契約にて、「注文取次業務に関する契約（NW代理店契約：販売パートナー契約）」を締結しておりましたが、双方合意のもと平成25年1月10日付けにて一次代理店契約の解約を行い、一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会の傘下代理店として、同協会と二次代理店契約を締結いたしました。

当社は、NTT地域会社および当社の一次代理店である一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会との関係は良好であり、現時点で契約が解除されるような事実は発生しておらず、当社は今後も契約の遵守に努める方針であります。何らかの要因により契約が継続できなくなった場合、これらサービスの受注等について、サービス取次業務が行えなくなることで受取手数料収入が減少し、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

相手方の名称	契約内容
一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会	各種固定通信関連サービスの「販売」取次業務委託に関する基本契約

(注) 一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会との販売取次業務委託基本契約は、同協会が取次業務を行うことができる固定通信事業者の提供する電気通信サービス全般を取扱うことが可能な契約となっております。

契約による事業運営上の制約について

当社の移動体通信関連事業や固定通信関連事業は前述のとおり、移動体通信事業者や一次代理店、固定通信事業者との契約に基づいた事業を行っておりますが、店舗の運営にあたっては、当社は移動体通信事業者や一次代理店、固定通信事業者の作成するマニュアルや指示等に従わねばならない義務があります。

当社は契約の継続のためマニュアルや指示等の遵守に努める方針ですが、今後移動体通信事業者や一次代理店、固定通信事業者からの指示内容が変更された場合、場合によっては機械・設備や人員等を追加で設置・配置することが必要となる可能性があります。

移動体通信事業者や一次代理店、固定通信事業者が費用を負担する場合がありますが、当社が費用を負担しなければならない可能性もあり、その場合、追加のコストが発生する等の理由により当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制等について

当社では移動体通信関連事業、固定通信関連事業およびその他の事業を行うにあたって、以下のような法令やガイドライン等の規制を受けており、当社はこれらの法的規制等を遵守し企業活動を行っております。しかし、将来においてこれらの法的規制等が改正された場合または当社がこれらの法的規制等に抵触した場合は、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

関係する事業	法的規制等
移動体通信関連事業 固定通信関連事業	電気通信事業法 消費者契約法 代理店の営業活動に対する倫理要綱（社団法人電気通信事業者協会制定） 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（総務省告示）
固定通信関連事業	電気通信事業法に基づきNTTが定める約款
インターネットを介して商品を提供する場合	特定商取引に関する法律 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律
中古品の売買	古物営業法 商標法
事業全般	個人情報の保護に関する法律

(7) 個人情報の取扱いについて

当社では、移動体通信関連事業においては移動体通信サービスの申込取次を行う場合や、固定通信関連事業においては付加サービスの取次や電話加入権の売買を行う場合等において、顧客の生年月日や住所等の個人情報を取り扱っております。

個人情報の記載された書類としては申込書等があり、また社内のサーバ内や各通信事業者から貸与されている端末には個人情報がデータとして保存されておりますが、当社では個人情報が記載された書類等については必要時以外はキャビネットの中に入れて施錠をする、また電子データについてはパスワード管理を行う等、厳重に管理を行うよう努めております。

しかしながら、書類が盗難等される場合や第三者がネットワークへ不正侵入する等により、個人情報の記載された書類や電子データ等が社外に流出し、個人情報が漏洩する可能性については否定できません。

その場合、顧客から損害賠償訴訟の提起や賠償金の請求、また既存顧客の信用や社会的な信用の失墜により、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 中古携帯電話機の取扱いについて

中古携帯電話機需要の著しい減少

中古携帯電話機の需要は、各移動体通信事業者において順次導入された割賦販売制度の普及に伴う端末価格の上昇に伴い、従来は概ね6ヶ月から1年の間において携帯電話機の買換えを実施していた顧客層に対し、流行のデザインや機能面で魅力的な最新の端末機器に遜色のない商品を比較的低廉な価格で供給することにより需要が成り立っております。

しかしながら、従来の移動体通信事業者や一次代理店から収受する受取手数料を原資として、仕入価格を下回る価格や実質無料で最新の携帯電話機を販売することが主流となった場合、中古携帯電話機の価格優位性が損なわれることにより需要は減退し、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

中古携帯電話機の仕入について

中古携帯電話機の仕入については、携帯電話機の機種変更やモバイルナンバー・ポータビリティによる解約等により、携帯電話が不要になった不特定多数の個人等から買取りを行う仕入形態を採用しております。

このため商品の特性上、安価で安定的・継続的に当社に中古携帯電話機の供給を行うことができる取引先はありません。従いまして、顧客の需要に応じた中古携帯電話機を確保できない場合があり、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 固定資産の減損について

減損会計の適用により、当社の保有資産について実質価値の下落や収益性の低下等により、減損処理が必要となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 販売スタッフの確保と教育について

当社は、お客様に対する満足度の更なる向上を図るため、店舗業務に携わる販売スタッフの十分な確保と教育が必要と考えております。

当社では、採用時において初期研修を実施する他、定期的な販売スタッフへのスキルアップ教育や各通信事業者による認定資格の取得支援等、教育研修体制の整備に取り組むことで、販売スタッフの確保と定着率の向上に努めております。

しかしながら、これらの施策が奏功する保証はなく、十分な販売スタッフが確保できない場合は、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 対処すべき課題に対する対応について

当社は、対処すべき課題に記載のとおり、当社の事業の進展のために克服すべき当面の課題が認識されており、係る課題を早期に克服すべく対応を行ってまいりますが、これらの施策が奏功する保証はなく、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度を除き、平成20年4月期から平成23年4月期までの4期間に亘る営業損失の計上と共に、当事業年度においても営業損失 24百万円を計上いたしました。

当該状況により、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社といたしましては、当該事象を解消すべく、主力の移動体通信関連事業におきましては、前事業年度における不採算店舗の閉鎖に伴い、販売台数および売上高について減少が予測されるものの、スマートフォンやタブレット型端末機器の更なる普及により、「LTE」を始めとした次世代新技術を基盤とした新たなサービスを通じ、周辺分野において多種多様なビジネスチャンスが生まれるものと考えており、従来からの新規・機種変更に伴う端末機器の販売はもとより、スマートフォンやタブレット型端末機器を対象としたアクセサリ等の取扱いを強化する他、各移動体通信事業者が提供する新技術を基盤とした各種付加サービス等への加入業務の推進等、移動体通信分野に関連する周辺ビジネスへの積極的な関与を通じて収益基盤の確保を行なっております。

また、今後の店舗運営方針につきましては、既存店舗のリニューアル等を通じ、お客様へのサービスレベルの向上に努めると共に、引き続き一般管理費を始めとした運営コストの削減を図っております。

一方、中古携帯電話機「エコたん」の取扱いを始めとしたリユース事業や、FTTH等の光ファイバーサービスへの加入獲得を主とした固定通信関連事業におきましては、事業は比較的順調に進展しつつあります。

リユース事業におきましては、今後も自社およびフランチャイズ加盟店向けWEBサイト等、インターネットを利用した販売チャネルの整備はもとより、同事業の重要な要素である中古携帯電話機の在庫確保について、訴求効果の高い同サイトにおける買取機能の強化と共に、大手家電量販店や流通事業者との協業を契機とした仕入元チャネルの拡充の他、協業先との連携を通じて多種多様な業種からの新たなフランチャイズ加盟店への加入獲得に努めてまいります。

また、固定通信関連事業におきましても、引き続き大手インターネットプロバイダーとの協業を通じ新たな顧客開拓を行なうと共に、一般企業に対する同サービスへの転換促進業務の推進等、当社コールセンター部門の効率的な運用を通じ、同事業における売上とコストバランスに配慮した運営に努めてまいります。

なお、財務面におきましては、取引金融機関3行により、平成25年4月末に実行された短期借入金が 120百万円あり、平成25年7月末に返済期を迎える予定であります。当面の手元資金には不足が生じないものと判断しております。

また、今後において、スマートフォンやタブレット型端末機器等、高価格商品の増加と共に、中古携帯電話機等における同商品の仕入比率の上昇等により、運転資金等が適時必要となることが予測されます。

このため、当社といたしましては、代表取締役高山 守男からの担保提供の申し出を受諾し、取引金融機関からの資金調達について、新たな与信枠の設定を行なうことで、円滑な資金の調達と今後の財務体質の改善を図る予定であります。

当社といたしましては、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しておりますが、主力移動体通信関連事業と共に、中古携帯電話機市場における先駆者としての自覚を持って、中古携帯電話機「エコたん」の取扱いを強化することにより、収益力および財務体質の改善、並びに経営の安定化に向けた努力を継続してまいります。

従いまして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は、認められないものと判断しておりますので、財務諸表の注記には記載をしております。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 移動体通信関連事業に関する契約

主たる契約は以下のとおりです。

相手方の名称	契約内容	契約期間
テレコムサービス株式会社	顧客に対するソフトバンク携帯電話サービス契約の締結促進および契約維持活動	平成22年12月1日から平成23年3月31日まで以後1年毎自動更新
株式会社ダイヤモンドテレコム	関西圏におけるNTTドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等	平成9年6月30日から平成10年5月31日まで以後1年毎自動更新
アイ・ティー・エックス株式会社	エーユー電話サービス販売業務委託契約 首都圏におけるNTTドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等	平成16年5月1日から平成17年4月30日まで以後1年毎自動更新

(2) 固定通信関連事業に関する契約

主たる契約は以下のとおりです。

相手方の名称	契約内容	契約期間
一般社団法人 全日本電気通信サービス取引協会	各種固定通信関連サービスの「販売」取次業務委託に関する基本契約	平成24年12月20日から平成26年12月19日まで

(注) 1. 本契約の有効期間は2年間であり、特段の申し出が無い限り自動更新が行われる契約となっております。

2. NTT地域会社(東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社)と平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間の自動更新契約にて、「注文取次業務に関する契約(NW代理店契約:販売パートナー契約)を締結していましたが、双方合意のもと平成25年1月10日付けにて一次代理店契約の解約を行い、一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会の傘下代理店として、同協会と二次代理店契約を締結いたしました。

(3) その他の事業に関する契約

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、以下のとおりであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、貸倒引当金、退職給付引当金、短期解約返戻引当金等の各引当金の計上等につきましては、過去の実績や他の合理的な方法により見積りを行っております。

ただし、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

流動資産

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べて 44百万円増加し、911百万円となりました。これは主に、現金及び預金が 87百万円、商品が 13百万円、貯蔵品が 6百万円増加し、売掛金が 37百万円、未収入金が 22百万円、前払費用が 3百万円減少したことによるものであります。

固定資産

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末に比べて 67百万円減少し、597百万円となりました。これは主に、有形固定資産が 12百万円増加し、差入保証金が 74百万円、無形固定資産が 5百万円減少したことによるものであります。

流動負債

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べて 10百万円増加し、631百万円となりました。これは主に、短期借入金が 89百万円、未払金が 7百万円増加し、1年内償還予定の社債が 20百万円、未払消費税等が 16百万円、預り金が 13百万円、買掛金が 12百万円、未払費用が 10百万円、前受収益が 6百万円、賞与引当金が 6百万円減少したことによるものであります。

固定負債

当事業年度末の固定負債は、前事業年度末に比べて 61百万円減少し、74百万円となりました。これは主に、リース債務が 2百万円、繰延税金負債が 1百万円、退職給付引当金が 1百万円、資産除去債務が 1百万円増加し、長期未払金が 58百万円、長期預り保証金が 10百万円減少したことによるものであります。

純資産

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べて 28百万円増加し、802百万円となりました。これは、利益剰余金が 28百万円増加したことによるものであります。

(3) 当事業年度の経営成績の分析

売上高

売上高につきましては、固定通信関連事業において、F T T H等のブロードバンド回線の契約獲得は順調に推移したものの、主力の移動体通信関連事業において、店舗の閉鎖に伴う販売チャネルの減少、およびリユース事業における販売数量等の減少により、売上高は 6,171百万円と前事業年度の売上高 6,405百万円に比べ 234百万円、3.7%の減少となりました。

営業損益

営業損益につきましては、首都圏と関西圏の「情報通信ショップ」並びに「専門ショップ」の他、中古携帯電話機専門の「エコたんショップ」等、不採算店舗を閉鎖し、収益体質の改善に努めてまいりましたが、市場競争の激化に伴う値引き施策や顧客還元型の販売促進施策の拡大と共に、スマートフォンの販売比率の上昇に伴う店頭業務負荷の増大とそれに伴う人件費等の販売コストの上昇により、営業損失 24百万円（前事業年度は 12百万円の営業利益）となりました。

経常損益

経常損益につきましては、営業外収益において営業支援金収入等が 18百万円あり、支払利息等の営業外費用 1百万円を差し引いた結果、経常損失 7百万円（前事業年度は 22百万円の経常利益）となりました。

当期純損益

当期純損益につきましては、第3四半期会計期間において、役員の退職慰労金受給権放棄の申し出を受け役員退職慰労金債務免除益 58百万円の特別利益を計上いたしました。また、首都圏および関西圏の不採算店舗7店舗の閉鎖に加え、関西圏の「専門ショップ」1店舗の移転等により、賃貸借契約解約損 4百万円、固定資産除却損 7百万円、減損損失 4百万円の合計 17百万円の特別損失を計上し、税金費用等 5百万円を差し引いた結果、当期純利益は 28百万円と前事業年度における当期純利益 6百万円に比べ、21百万円、353.0%の増加となりました。

なお、この結果、自己資本利益率は 3.56%となり、1株当たり当期純利益は 823円50銭となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ 87百万円増加し、142百万円（前事業年度末の資金の期末残高は 55百万円）となりました。

当事業年度の営業活動の結果、使用した資金は 12百万円（前事業年度は、32百万円の使用）となりました。これは、主として税引前当期純利益が 33百万円、減価償却費が 39百万円、売上債権の減少が 37百万円あったものの、役員退職慰労金債務免除益が 58百万円、その他支出が 34百万円、たな卸資産の増加が 20百万円、仕入債務の減少が 12百万円あったことによるものであります。

当事業年度の投資活動の結果、獲得した資金は 32百万円（前事業年度は、44百万円の獲得）となりました。これは、主として差入保証金の回収による収入が 102百万円あったものの、固定資産の取得による支出が 43百万円、差入保証金の差入による支出が 19百万円、資産除去債務の履行による支出が 6百万円あったことによるものです。

当事業年度の財務活動の結果、獲得した資金は 67百万円（前事業年度は、121百万円の使用）となりました。これは、主として短期借入金の純増額が 89百万円あったものの、社債の償還による支出が 20百万円、リース債務の返済による支出が 1百万円あったことによるものです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等の存在の解消に向けた対応策等

当社は、前事業年度を除き、平成20年4月期から平成23年4月期までの4期間に亘る営業損失の計上と共に、当事業年度においても営業損失 24百万円を計上いたしました。

当該状況により、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社といたしましては、当該事象を解消すべく、主力の移動体通信関連事業におきましては、前事業年度における不採算店舗の閉鎖に伴い、販売台数および売上高について減少が予測されるものの、スマートフォンやタブレット型端末機器の更なる普及により、「LTE」を始めとした次世代新技術を基盤とした新たなサービスを通じ、周辺分野において多種多様なビジネスチャンスが生まれるものと考えており、従来からの新規・機種変更に伴う端末機器の販売はもとより、スマートフォンやタブレット型端末機器を対象としたアクセサリ等の取扱いを強化する他、各移動体通信事業者が提供する新技術を基盤とした各種付加サービス等への加入業務の推進等、移動体通信分野に関連する周辺ビジネスへの積極的な関与を通じて収益基盤の確保を行ってまいります。

また、今後の店舗運営方針につきましては、既存店舗のリニューアル等を通じ、お客様へのサービスレベルの向上に努めると共に、引き続き一般管理費を始めとした運営コストの削減を図ってまいります。

一方、中古携帯電話機「エコたん」の取扱いを始めとしたリユース事業や、FTTH等の光ファイバーサービスへの加入獲得を主とした固定通信関連事業におきましては、事業は比較的順調に進展しつつあり、中でもリユース事業におきましては、今後も自社およびフランチャイズ加盟店向けWEBサイト等、インターネットを利用した販売チャネルの整備はもとより、同事業の重要な要素である中古携帯電話機の在庫確保について、訴求効果の高い同サイト上での買取機能の強化と共に、大手家電量販店や流通事業者との協業を契機とした仕入元チャネルの拡充の他、協業先との連携を通じて新たなフランチャイズ加盟店への加入獲得に努めてまいります。

当社といたしましては、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しておりますが、主力移動体通信関連事業と共に、中古携帯電話機市場における先駆者としての自覚を持って、中古携帯電話機「エコたん」の取扱いを強化することにより、収益力および財務体質の改善、並びに経営の安定化に向けた努力を継続してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。設備の状況につきましては、事業の部門別に記載しております。

当事業年度における設備投資については、総額 58,706千円（無形固定資産および長期前払費用を含む）であります。これらのうち主要な設備投資は、ドコモショップ香里園店の改装およびイー・モバイル四条河原町の出店によるものであります。

2【主要な設備の状況】

当社は、大阪市北区の大阪本社および東京都新宿区の東京本社その他、移動体通信機器等の販売を行う店舗を首都圏において14店舗および関西圏において11店舗の合計25店の直営店舗を有しております。

以上のうち、当社の主要な設備は、以下のとおりであります。

平成25年4月30日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の部門別の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物	器具備品	リース資産	その他	合計	
大阪本社 (大阪市北区)	全社 (共通)	業務設備	4,992	7,188	1,539	-	13,719	18 (22)
東京本社 (東京都新宿区)	全社 (共通)	業務設備	5,800	789	-	-	6,589	17 (8)
首都圏 店舗 (14店舗)	移動体通信 関連事業	販売設備	53,751	12,326	2,646	-	68,724	22 (70)
関西圏 店舗 (11店舗)	移動体通信 関連事業	販売設備	33,676	5,339	3,440	-	42,456	22 (45)

(注) 1. 金額には、消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は年間の平均臨時雇用者数を、外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気の見通し、業界動向および投資効率等を総合的に勘案して策定しております。平成25年4月30日現在における重要な設備の新設および除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	124,000
計	124,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年7月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,090	34,090	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制 度は採用してお りません。
計	34,090	34,090	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年11月22日 (注)	3,090	34,090	40,228	634,728	40,225	304,925

(注) 有償第三者割当

発行価格 26,037円
 資本組入額 13,019円
 主な割当先 株式会社 光通信

(6)【所有者別状況】

平成25年4月30日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	11	8	3	4	1,825	1,853	-
所有株式数(株)	-	165	217	14,917	6	12	18,773	34,090	-
所有株式数の割合(%)	-	0.48	0.64	43.76	0.02	0.03	55.07	100	-

(注) 1. 所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4株含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成25年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
現代商事 株式会社	兵庫県芦屋市六麓荘町3番18号	9,750	28.60
高山守男	兵庫県芦屋市	9,142	26.82
株式会社 光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	5,111	14.99
高山明美	兵庫県芦屋市	900	2.64
三宅みち子	三重県津市	654	1.92
日本テレホン社員持株会	大阪市北区天満橋1丁目8番30号 OAPタワー9階	256	0.75
長田将示	さいたま市桜区	218	0.64
小宮久信	三重県津市	179	0.53
関根弘良	埼玉県越谷市	166	0.49
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	138	0.40
計	-	26,514	77.78

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しています。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,090	34,090	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	34,090	-	-
総株主の議決権	-	34,090	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、事業発展の柱となる財務体質の強化および株主の皆様への利益還元を経営の重要課題であることを認識し、業績に応じた安定的な配当を行うことを基本方針としており、配当性向は30%を目標としております。

また、会社法施行後の配当の基準日および回数の変更は、現時点では予定しておりません。

よって、従来どおり中間事業年度の末日および事業年度の末日を基準日とした年2回の配当を行う方法を採用しております。

また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会としております。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

しかしながら、当事業年度の業績は、営業損失 24百万円、経常損失 7百万円となり、特別利益の計上により当期純利益 28百万円を計上いたしました。平成20年4月期から平成23年4月期までの4期間に亘る損失の計上に伴い、誠に遺憾ながら、当期平成25年4月期の1株当たり年間配当金につきましては株主の皆様への配当を見送りさせて頂きたく存じます。

また、次期平成26年4月期（平成25年5月1日～平成26年4月30日）におきましても、当事業年度と同様に株主の皆様への配当を見送りさせて頂きたく存じます。

なお、現在の内部留保資金につきましては、移動体通信関連事業を始めとする情報・通信分野において、店舗設備や中古携帯電話機「エコたん」の取扱い等、今後の中核事業に対する設備投資に充当することにより、経営体質の強化に努めてまいります。

株主の皆様方には深くお詫びを申し上げますと共に、今後も引き続き業績の回復に向け、全社を挙げて努力をしまし、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第21期 平成21年4月	第22期 平成22年4月	第23期 平成23年4月	第24期 平成24年4月	第25期 平成25年4月
最高(円)	82,000	61,100	46,900	39,650	36,600
最低(円)	12,600	13,700	16,800	20,000	21,000

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年11月	12月	平成25年1月	2月	3月	4月
最高(円)	24,200	24,530	25,700	24,500	36,600	32,800
最低(円)	22,010	22,400	22,020	22,100	22,320	24,090

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	高山守男	昭和26年10月14日生	昭和52年10月 現代商事株式会社設立 取締役 昭和58年11月 現代商事株式会社 代表取締役社長 昭和63年6月 当社設立 代表取締役社長（現任） 平成4年9月 現代商事株式会社 取締役（現任） 平成24年7月 当社代表取締役社長 兼 第1営業本部担当 兼 第2営業本部担当 兼 管理本部担当 平成25年5月 当社代表取締役社長 執行役員 兼 営業本部長（現任）	(注) 3,6	9,142
常務取締役	常務執行役員 業務本部長	堀田憲昭	昭和30年11月1日生	平成2年3月 当社入社 平成12年1月 当社営業企画部長 平成13年8月 当社取締役 東京支社長 平成15年6月 当社取締役 営業本部長 平成16年2月 当社取締役 首都圏営業本部長 平成17年7月 当社常務取締役 首都圏営業本部長 平成19年5月 当社常務取締役 営業統括本部長 平成19年7月 当社専務取締役 専務執行役員 営業統括本部長 平成22年5月 当社専務取締役 専務執行役員 第1営業本部長 平成22年7月 当社常務取締役 常務執行役員 第1営業本部長 平成22年12月 当社常務取締役 常務執行役員 営業企画本部長 平成23年5月 当社常務取締役 常務執行役員 第3営業本部長 平成25年5月 当社常務取締役 常務執行役員 業務本部長（現任）	(注)3, 6	90
取締役	相談役	高山明美	昭和31年7月23日生	昭和63年6月 当社設立 取締役 平成2年2月 現代商事株式会社 取締役 平成2年6月 当社常務取締役 平成4年9月 現代商事株式会社 代表取締役 平成14年7月 当社常務取締役 社長補佐兼業務部門管掌 平成16年8月 当社常務取締役 業務本部長 平成17年7月 当社専務取締役 業務本部長 平成18年12月 現代商事株式会社 監査役（現任） 平成19年5月 当社専務取締役 業務統括本部長 平成19年7月 当社専務取締役 専務執行役員 業務統括本部長 平成22年5月 当社専務取締役 専務執行役員 業務本部長 平成22年7月 当社常務取締役 常務執行役員 業務本部長 平成25年5月 当社常務取締役 常務執行役員 平成25年7月 当社取締役 相談役（現任）	(注) 1,3	900
取締役	執行役員 管理本部長 経営企画部長	茶谷喜晴	昭和35年12月12日生	平成6年4月 当社入社 平成11年4月 当社経理部次長 平成12年4月 当社経理部部长 平成12年6月 当社経営企画部部长 平成19年7月 当社取締役 執行役員 経営企画部長 平成22年5月 当社取締役 執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 平成22年7月 当社執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 平成25年7月 当社取締役 執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長（現任）	(注)3, 6	56

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	-	中野 豊	昭和23年8月12日生	昭和42年4月 平成11年4月 平成14年1月 平成14年7月 平成14年8月 平成17年7月 平成18年6月 平成19年7月 平成21年7月 平成22年5月 平成24年7月	株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行)入行 同行 泉北とが支店長 当社出向 経理財務部長 当社取締役 経理財務部長 当社取締役 管理統括本部長 兼 経理財務部長 当社常務取締役 管理統括本部長 兼 経理財務部長 当社常務取締役 常務執行役員 管理統括本部長 兼 経理財務部長 当社常務取締役 常務執行役員 管理統括本部長 当社常務取締役 常務執行役員 第2営業本部長 兼 第1営業本部担当 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	30
監査役	-	川口 義信	昭和22年1月25日生	昭和51年9月 昭和60年8月 平成12年11月 平成17年7月	近畿第一監査法人勤務 公認会計士・税理士 川口義信事務所所長(現任) 国際第一監査法人 (現 K D A監査法人) 代表社員(現任) 当社監査役(現任)	(注) 2,5	-
監査役	-	加藤 清和	昭和38年11月15日生	平成2年10月 平成5年4月 平成11年1月 平成16年4月 平成20年3月 平成25年7月	司法試験合格 弁護士登録(第45期) 梅田総合法律事務所入所 梅田総合法律事務所 パートナー弁護士(現任) 関西大学大学院法務研究科 (法科大学院)非常勤講師 同大学非常勤講師退任 当社監査役(現任)	(注) 2,5	-
計							10,218

(注) 1. 取締役相談役 高山 明美は、代表取締役社長 高山 守男の配偶者であります。

2. 監査役川口 義信および加藤 清和は、社外監査役であります。

3. 平成25年7月23日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 平成24年7月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

5. 平成25年7月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 当社では、平成19年7月26日より、取締役の意思決定機能と業務執行者による業務執行機能を分離し、機動的かつ効率的な経営を行うとともに、コーポレートガバナンスを始めとする内部統制機能を充実・強化することを目的として、執行役員制度を導入いたしました。

執行役員は3名で、代表取締役社長執行役員兼営業本部長 高山 守男、常務取締役常務執行役員業務本部長 堀田 憲昭、取締役執行役員管理本部長兼経営企画部長 茶谷 喜晴で構成されております。

7. 当事業年度末以降に退任した監査役は、次のとおりであります。

(氏名)	(退任時の地位)	(退任年月日)
山崎 優	監査役	平成25年7月23日

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに求められる重要なポイントとして、「経営の透明性」、「経営の説明責任」、および「法令等の遵守」を挙げております。

経営理念において、「柔軟で透明度の高い公正な経営」を掲げ、取締役会および監査役会が効率性並びに適法性のチェックに重点を置いた経営のモニタリングを実施できる体制を維持することが重要と考えております。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」については、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保に重点を置いた全社的な内部統制システムの構築を進めてまいります。

これら株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取り組みは、これを支える内部統制システムが有効に機能し、相互に連携することで実効性を発揮するものと考えており、企業活動全ての基礎をなすコンプライアンスを最重要視し、すべての役員、従業員に徹底すべきものと考えております。

2. 企業統治の体制および内部統制システムの整備の状況等

企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社では監査役制度を採用しており、常勤監査役1名と社外監査役2名を加えた3名体制としております。

監査役3名は、毎月開催される監査役会および取締役会に参加するほか、常勤監査役1名は経営会議など業務執行に係る重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっている他、監査役と代表取締役社長との定期的な会合の場を設けることにより、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。

また、当社は平成19年7月26日より執行役員制度を導入いたしました。当社の組織形態は、「監査役設置会社」を採用しており、法的な意味での「委員会設置会社」ではございませんので、委員会設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離するのではなく、監査役会の設置を前提として取締役会が監督機能を有する仕組みとしております。

これは、当社の事業運営形態に照らして監督機能を発揮するためには、取締役が執行役員を兼務するとともに業務執行を担当することが有効であると考えていることによるものであります。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社では、「イ. 企業統治の体制の概要」に記載の通り、会社の機関構成において、社外取締役を選任しておりませんが、経営の監視等を客観的に行うため、社外の弁護士や公認会計士を始めとする独立役員たる社外監査役2名を選任することにより、社外の見識を取り入れた業務執行の監視や監査役監査を実施し、経営監視の機能面において、十分にその機能を発揮するとの考えから当該体制を採用しております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの適切な構築と整備・運用が重要な経営課題であるとの認識から、平成18年1月20日の経営会議において、内部統制システムの構築と整備に向けた「内部統制委員会」を設置し、平成18年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を決定し、コンプライアンス等の観点から不都合がある場合は、適時社長に報告する体制とともに該当部門に改善報告書を提出させ対策に当たらせております。

なお、平成18年5月19日開催の取締役会において決定された、内部統制システム構築に関する基本方針は、以下の通りであります。

1. 職務執行の基本方針

当社は、次に掲げる方針に基づき、すべての取締役、監査役および使用人（使用人＝社員、嘱託社員、契約社員、その他の業務に従事するすべての者）が、法令と社会倫理の遵守を企業活動を行う基本とする事を徹底する。

・基本方針・

経営ビジョン

私たちは、お客様に快適に幅広くサービスを提供できる「情報通信商社」として社会に貢献する。

・経営理念・

「柔軟で透明度の高い公正な経営」の実践
「ベストプライスとベストサービス」の実行

・社員行動指針・

日本テレホン株式会社は、経営ビジョンのもと、経営理念に従い、従業員の生活向上を目指し行動する。
日本テレホン株式会社は、情報通信関連分野において人々に喜ばれる商品・サービスを提供し、法と規則を守り、社会に貢献することを目的とする。

当社は、これら「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」のもと、適正な業務執行のための体制を整備・運用することが重要な経営の責務であると認識し、係る内部統制システム体制について、社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に応じ不断の見直しを行いその改善と充実を図る。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」に掲げた経営の基本方針を遵守するとともに、法令と社会倫理の遵守を図るべく「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、すべての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

代表取締役は、管理担当執行役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、管理本部に属する各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。

管理担当執行役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について使用人に対し徹底を図る。

監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する「内部通報窓口」を設置する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者に管理担当執行役員を任命する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」、および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書又は電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。

取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。

監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

4. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々な損失の危機に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

代表取締役は、日常における損失の危険等リスク全般の管理について、総括責任者に管理担当執行役員を任命し、各部門の担当取締役とともに、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。

当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生又は発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、管理担当執行役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。

監査室は、各部門におけるカテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会又は経営会議に報告する体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取締役の職務権限と担当業務を明確にし職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

代表取締役は、管理担当執行役員を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務の執行が効率的に行われるよう監督する。

各部門の担当取締役は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、総括責任者はその遂行状況について担当取締役に、取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。

取締役会は、法令の遵守と社会倫理の遵守等、基本理念のもと経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を監査役を補助すべき使用人として指名することが出来るものとする。

監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務又は業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、経営会議その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。

反社会的勢力とは、合法・非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。

企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、株主利益の観点から、経営管理体制として業務執行を監督する機能の分別化と強化を図るため、取締役会と監査役会が、経営者たる代表取締役並びに取締役を監視・監督するシステムを採用しており、株主総会が取締役並びに監査役を選任し、選任された取締役にによって構成される取締役会は代表取締役を選任し、各取締役の職務の執行状況について互いに監督するとともに、監査役会は取締役および代表取締役の職務の執行を監査するダブルチェックの体制を採用しております。

当社は、男性取締役3名、女性取締役1名の計4名で構成する取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績の報告等を行っており、取締役会における経営上の意思決定は、各執行役員により関係部門責任者に伝達されることにより、事業運営の迅速化、効率化および内部統制、事業リスク等への対応に取り組んでおります。

また、取締役会のほか各部門の現状把握や懸念事項および事業リスクや対策等の情報が速やかに経営判断に活かされるよう、原則として毎月1回、各取締役および執行役員、関係部門責任者で構成される経営会議を開催しております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、断固として対決することを明文化した「コンプライアンス・マニュアル」を平成18年9月に整備し、各種法令等の改正の都度改定作業を行ない、すべての取締役、監査役および従業員が、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、取締役、監査役、従業員に対して、「法令」、「定款」、「社内規程」等の遵守についてのコンプライアンス教育研修を実施しております。

また、反社会的勢力・団体に対する、対応部署を定め、管轄警察署をはじめ、関係機関が主催する連絡会等、その他外部の専門機関に加入し、指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集・管理に努めております。

内部監査および監査役監査、会計監査の状況

当社は、独立した組織として社長直属の監査室を設置しており、監査室の人員は監査室長1名と監査室員1名の2名体制となっております。

監査室は、監査役や会計監査人との連携のもとに、組織の最小単位である直営店およびこれらを管理統括する本部機能に対し計画的な監査を実施することにより、内部管理体制の継続的な改善に努めております。

監査役監査としましては、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名による計3名での監査体制を採用しており、社外監査役には公認会計士や弁護士など専門性の高い要員を配し、取締役会への出席および直営店への臨店のほか、常勤監査役による重要な決裁文書の閲覧結果等について、監査役会を通じて相互に情報の共有化を諮りつつ、監査室並びに関係者からのヒアリング等を通じて、取締役の業務の執行状況、財産管理状況等について期中監査を行ったうえで、これらの情報を踏まえ期末の監査を実施しております。

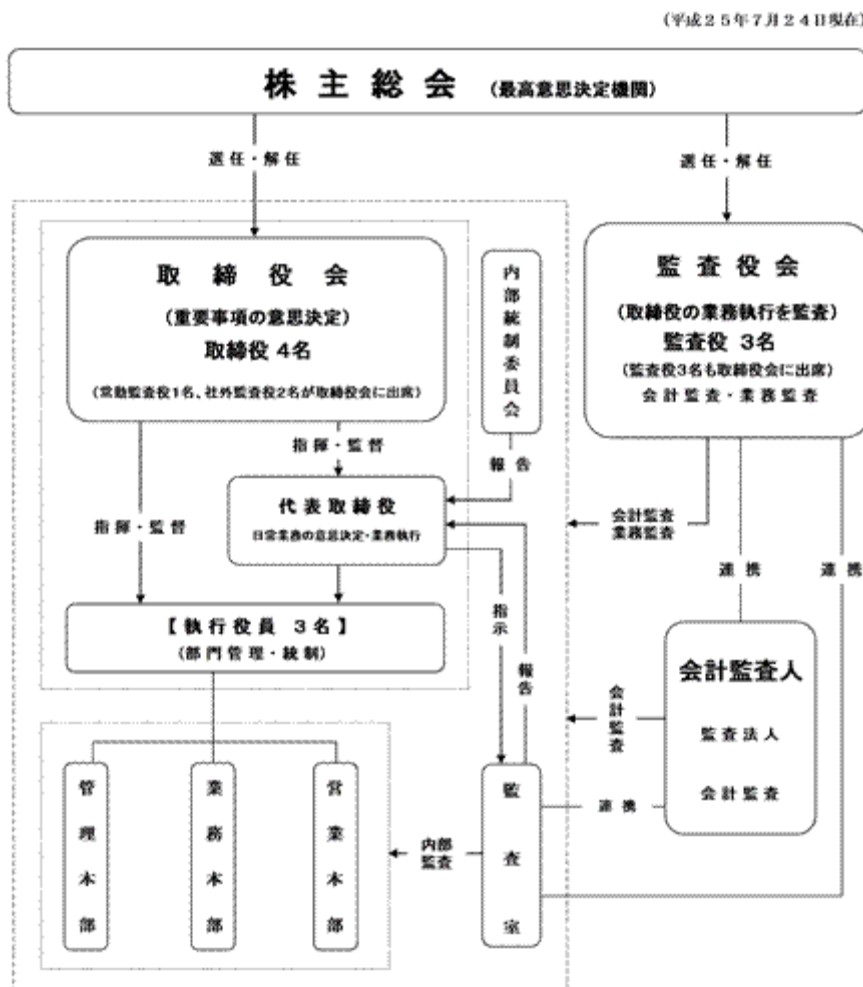
また、会社法および金融商品取引法に基づく監査としましては、仰星監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。

なお、業務を執行した公認会計士の氏名等および業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図は次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名等

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	監査業務にかかる補助者の構成
代表社員 業務執行社員 新田 泰生	仰星 監査 法人	公認会計士 4名 その他 4名
業務執行社員 洪 誠 悟		

図表) 業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図



役員報酬の内容等

イ. 当事業年度の役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	基本報酬	対象となる役員の員数(人)
取締役	57,360千円	57,360千円	4名
監査役 (社外監査役を除く)	9,318千円	9,318千円	2名
社外役員	3,600千円	3,600千円	2名

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額および基本報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額および基本報酬、対象となる役員の員数には、平成24年7月26日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役1名を含んでおります。
3. 監査役の報酬等の総額および基本報酬、対象となる役員の員数には、平成24年7月26日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

ロ. 提出会社の役員毎の報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載してありません。

ハ. 役員報酬の決定方針等

当社は、取締役および監査役の報酬について、決定プロセスの透明性と金額の妥当性の確保のため、株主総会において決議された報酬等総額の範囲内において、取締役会および監査役会がこれを決定しております。また、各取締役への報酬額につきましては、代表取締役が業績状況や取締役の報酬水準等を勘案して決定を行い、各監査役への報酬額は、監査役の協議により決定しております。

3. 社外取締役および社外監査役

会社と会社の社外取締役および社外監査役との人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係の概要
当社におきましては、社外監査役2名を選任しております。

社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を定めておりませんが、社外取締役および社外監査役の選任に際しての独立性に関する基準は、証券取引所の定める独立役員に係る規程を準用しております。

社外監査役2名につきましては、それぞれ公認会計士および弁護士としての専門性と経験が豊富であり、経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であると共に、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当しないことから独立役員として指定しております。

また、社外監査役 川口 義信氏は、川口義信事務所所長（現任）、K D A 監査法人代表社員（現任）に就任されており、社外監査役 加藤 清和氏は、梅田総合法律事務所パートナー（現任）に就任されておりますが、当社との間において、人的関係、資本的关系または取引関係、その他利害関係は一切ありません。

社外取締役および社外監査役の機能・役割等

当社は、監査役制度を採用しており、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名による3名体制としており、監査役3名は、毎月開催される監査役会および取締役会に参加するほか、常勤監査役1名は経営会議など業務執行に係る重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっているほか、監査役と代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。

また、当社は平成19年7月26日より執行役員制度を導入いたしましたが、当社の組織形態は、「監査役設置会社」を採用しており、法的な意味での「委員会設置会社」ではございませんので、委員会設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離するのではなく、監査役会の設置を前提として取締役会が監督機能を有する仕組みとしております。

これは、当社の事業運営形態に照らして監督機能を発揮するためには、取締役が執行役員を兼務するとともに業務執行を担当することが有効であると考えていることによるものであります。

当社では、このように会社の機関構成において、社外取締役を選任しておりませんが、経営の監視等を客観的に行うため、社外の弁護士や公認会計士を始めとする独立役員たる社外監査役2名を選任することにより、社外の見識を取り入れた業務執行の監視や監査役監査を実施することで、経営監視の機能面において、十分にその機能を発揮していると判断しております。

また、監査役は、会計監査人より会計監査の結果を聴取し、監査の充実を図るとともに、四半期末および事業年度末の他、必要に応じて会計監査人に対し、業務上や会計上の意見および情報についての報告を求めており、一方、社内においては独立した組織として社長直属の監査室を設置し、組織の最小単位である直営店およびこれらを管理統括する本部機能に対し計画的な監査を実施することで、内部管理体制の継続的な改善に努めており、監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、監査結果に対する報告を随時求め、必要に応じ調査を求めることが出来る体制を整えております。

4. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当社では、平成18年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を決定し、「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」に掲げた経営の基本方針、並びに法令と社会倫理の遵守を図るべく「内部統制委員会」を発足し、毎月1回取締役、常勤監査役、および関係部門責任者の出席のもと、コンプライアンス事項に関係する情報の共有等を含め、啓蒙活動に努めてまいりました。

また、同委員会を中心に「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令改正等が行なわれる都度、改定作業を実施してまいりました。

「コンプライアンス・マニュアル」の改定等に伴い、最新の法令や遵守事項等について、すべての取締役、監査役および従業員がこれを周知し、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、「内部統制委員会」を中心に教育研修を平成25年2月から3月にかけて実施し、「内部統制およびインサイダー取引」、「個人情報保護」について、研修会を実施してまいりました。

また、「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等のリスク情報の早期把握と従業員からの相談窓口として、「公益通報者保護法」制定の趣旨に則り、社外の弁護士を含めたコンプライアンスに関する報告・相談ルートを整備し、「内部通報窓口」の設置等により、コンプライアンスの遵守に向けた啓蒙活動を引き続き行ってまいりました。

5. 取締役の定数

当社の取締役は、6名以内とする旨を定款で定めております。

6. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨、定款で定めております。

7. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役2名とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

8. 株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来る事項およびその理由

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、企業環境の変化に対応し機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするためであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするためであります。

取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果しうる環境を整備することを目的とするためであります。

9. 株主総会の特別決議要件を変更した内容およびその理由

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

10. 株式保有の状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、前事業年度および当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
15,000	-	15,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年5月1日から平成25年4月30日まで）の財務諸表について仰星監査法人による監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

前々事業年度 有限責任監査法人トーマツ
前事業年度 仰星監査法人

臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

（1）異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称 仰星監査法人

退任する監査公認会計士等の名称 有限責任監査法人トーマツ

（2）異動の年月日 平成23年7月27日（第23期 定時株主総会開催日）

（3）退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 平成22年7月29日

（4）退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません

（5）異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、平成23年7月27日開催の第23期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、新たに仰星監査法人を会計監査人として選任するものであります。

（6）上記（5）の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当事業年度 (平成25年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	55,168	142,811
売掛金	556,014	518,579
商品	182,244	196,094
貯蔵品	5,642	12,311
前払費用	34,253	30,911
未収入金	32,902	10,457
その他	458	28
流動資産合計	866,684	911,194
固定資産		
有形固定資産		
建物	209,717	217,890
減価償却累計額	126,182	119,669
建物（純額）	83,535	98,220
工具、器具及び備品	248,191	181,042
減価償却累計額	217,404	155,399
工具、器具及び備品（純額）	30,787	25,643
リース資産	5,886	10,854
減価償却累計額	1,471	3,228
リース資産（純額）	4,414	7,625
有形固定資産合計	118,737	131,489
無形固定資産		
商標権	374	257
ソフトウェア	14,936	9,972
電話加入権	11,664	11,664
無形固定資産合計	26,974	21,894
投資その他の資産		
出資金	250	210
破産更生債権等	2,471	2,471
長期前払費用	9,386	8,156
差入保証金	510,027	435,941
保険積立金	242	242
貸倒引当金	2,471	2,471
投資その他の資産合計	519,906	444,550
固定資産合計	665,618	597,935
繰延資産		
社債発行費	259	-
繰延資産合計	259	-
資産合計	1,532,562	1,509,129

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当事業年度 (平成25年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	342,384	330,083
短期借入金	30,597	120,000
1年内償還予定の社債	20,000	-
リース債務	1,236	2,279
未払金	28,536	35,584
未払費用	50,672	39,867
未払法人税等	8,729	7,957
未払消費税等	27,513	10,680
前受金	36	89
預り金	81,005	67,478
前受収益	8,162	1,509
賞与引当金	17,900	11,700
短期解約返戻引当金	5,162	4,743
流動負債合計	621,936	631,973
固定負債		
リース債務	3,399	5,727
繰延税金負債	3,306	4,614
退職給付引当金	34,913	36,847
資産除去債務	24,363	26,333
長期未払金	58,764	-
長期預り保証金	10,800	-
その他	418	900
固定負債合計	135,965	74,422
負債合計	757,902	706,395
純資産の部		
株主資本		
資本金	634,728	634,728
資本剰余金		
資本準備金	304,925	304,925
資本剰余金合計	304,925	304,925
利益剰余金		
利益準備金	31,627	31,627
その他利益剰余金		
別途積立金	390,000	390,000
繰越利益剰余金	586,620	558,547
利益剰余金合計	164,993	136,920
株主資本合計	774,660	802,733
純資産合計	774,660	802,733
負債純資産合計	1,532,562	1,509,129

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)	当事業年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)
売上高		
商品売上高	3,087,049	3,340,541
受取手数料	3,318,397	2,830,462
売上高合計	6,405,447	6,171,003
売上原価		
期首販売用電話加入権及び商品たな卸高	229,840	182,244
当期販売用電話加入権及び商品仕入高	4,726,869	4,567,786
合計	4,956,710	4,750,030
他勘定振替高	7,983	1,266
期末販売用電話加入権及び商品たな卸高	182,244	196,094
差引売上原価	4,766,482	4,552,670
その他の原価	24,248	24,069
売上原価合計	4,790,731	4,576,739
売上総利益	1,614,716	1,594,263
販売費及び一般管理費		
販売手数料	1,422	459
電話加入権販売名義変更手数料	2,409	1,659
役員報酬	78,042	70,278
給与手当	621,117	590,499
賞与引当金繰入額	17,900	11,700
退職給付費用	13,853	13,278
法定福利費	92,172	89,243
雑給	5,333	25,678
広告宣伝費	14,609	15,332
地代家賃	328,125	295,164
リース料	8,695	5,695
旅費及び交通費	41,685	40,455
通信費	43,759	41,123
販売促進費	100,376	202,702
減価償却費	45,557	37,429
その他	187,130	177,668
販売費及び一般管理費合計	1,602,191	1,618,367
営業利益又は営業損失()	12,524	24,103
営業外収益		
受取利息	31	16
営業支援金収入	6,789	13,544
預り金精算益	2,169	2,337
受取手数料	1,585	-
その他	3,968	2,108
営業外収益合計	14,544	18,006

	前事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)	当事業年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)
営業外費用		
支払利息	2,299	499
社債利息	319	149
社債発行費償却	311	259
支払保証料	288	116
その他	1,392	320
営業外費用合計	4,612	1,346
経常利益又は経常損失()	22,457	7,443
特別利益		
賃貸借契約解約損戻入益	3,500	-
店舗譲渡益	11,382	-
役員退職慰労金債務免除益	-	58,764
特別利益合計	14,882	58,764
特別損失		
固定資産除却損	² 1,919	² 7,896
賃貸借契約解約損	1,817	4,566
減損損失	³ 6,933	³ 4,898
退職給付制度改定損	16,170	-
特別損失合計	26,840	17,361
税引前当期純利益	10,499	33,958
法人税、住民税及び事業税	5,022	4,578
法人税等調整額	719	1,307
法人税等合計	4,302	5,885
当期純利益	6,196	28,073

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)	当事業年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	634,728	634,728
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	634,728	634,728
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	304,925	304,925
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	304,925	304,925
資本剰余金合計		
当期首残高	304,925	304,925
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	304,925	304,925
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	31,627	31,627
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	31,627	31,627
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	390,000	390,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	390,000	390,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	592,817	586,620
当期変動額		
当期純利益	6,196	28,073
当期変動額合計	6,196	28,073
当期末残高	586,620	558,547

	前事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)	当事業年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	171,190	164,993
当期変動額		
当期純利益	6,196	28,073
当期変動額合計	6,196	28,073
当期末残高	164,993	136,920
株主資本合計		
当期首残高	768,463	774,660
当期変動額		
当期純利益	6,196	28,073
当期変動額合計	6,196	28,073
当期末残高	774,660	802,733
純資産合計		
当期首残高	768,463	774,660
当期変動額		
当期純利益	6,196	28,073
当期変動額合計	6,196	28,073
当期末残高	774,660	802,733

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)	当事業年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	10,499	33,958
減価償却費	47,501	39,373
減損損失	6,933	4,898
役員退職慰労金債務免除益	-	58,764
店舗譲渡損益(は益)	11,382	-
賞与引当金の増減額(は減少)	3,061	6,200
短期解約返戻引当金の増減額(は減少)	1,591	419
退職給付引当金の増減額(は減少)	21,315	1,934
受取利息及び受取配当金	31	16
支払利息及び社債利息	2,619	649
固定資産除却損	1,919	7,896
売上債権の増減額(は増加)	80,383	37,434
たな卸資産の増減額(は増加)	43,346	20,519
仕入債務の増減額(は減少)	161,604	12,300
その他	71,000	34,187
小計	24,847	6,262
利息及び配当金の受取額	31	16
利息の支払額	2,630	983
法人税等の支払額	5,239	5,032
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,685	12,262
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	9,002	43,772
店舗譲渡による収入	46,848	-
差入保証金の差入による支出	16,655	19,806
差入保証金の回収による収入	24,897	102,427
資産除去債務の履行による支出	1,686	6,501
投資活動によるキャッシュ・フロー	44,402	32,347
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,392	89,403
社債の償還による支出	20,000	20,000
リース債務の返済による支出	1,236	1,844
財務活動によるキャッシュ・フロー	121,628	67,558
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	109,910	87,643
現金及び現金同等物の期首残高	165,078	55,168
現金及び現金同等物の期末残高	55,168	142,811

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準および評価方法

(1) 商品

商品については、原則として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、販売用電話加入権については、総平均法による原価法、中古携帯機器については、個別法による原価法（いずれも、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	14年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては定額法（5年）、商標権については、定額法（10年）を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため簡便法によっております。

(4) 短期解約返戻引当金

携帯電話契約者の短期解約に伴い移動体通信事業者等に対して返金する受取手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく見込額を引当計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年5月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。
この減価償却方法の変更による影響額は軽微であります。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)	当事業年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)
販売費及び一般管理費 (販売促進費等)	7,983千円	1,266千円

2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)	当事業年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)
工具、器具及び備品	1,541千円	3,917千円
建物	377千円	3,979千円

3 減損損失

当社は以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

前事業年度(自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)

場所	用途	種類
首都圏 1店舗	情報通信ショップ	建物、工具、器具及び備品
関西圏 1店舗	およびエコたん専門店	並びに長期前払費用

当社は、店舗毎に資産をグルーピングしております。

情報通信ショップ1店舗並びにエコたん専門店1店舗につきましては、競争の激化による店舗環境の著しい悪化により営業活動から生じるキャッシュ・フローのマイナスが継続しており、今後長期間にわたり店舗環境の回復が見込めないため、当該店舗に係る資産の回収可能価額について使用価値をゼロとし、帳簿価額全額6,933千円を減損損失に計上しております。

なお、減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	3,456千円
工具、器具及び備品	126千円
長期前払費用	3,350千円

当事業年度(自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)

場所	用途	種類
首都圏 2店舗	情報通信ショップ、専門ショップ	建物、工具、器具及び備品
関西圏 1店舗	およびエコたん専門店	並びに長期前払費用

当社は、店舗毎に資産をグルーピングしております。

情報通信ショップ1店舗、専門ショップ1店舗およびエコたん専門店1店舗につきましては、競争の激化による店舗環境の著しい悪化により営業活動から生じるキャッシュ・フローのマイナスが継続しており、今後長期間にわたり店舗環境の回復が見込めないため、当該店舗に係る資産の回収可能価額について使用価値をゼロとし、帳簿価額全額4,898千円を減損損失に計上しております。

なお、減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	4,415千円
工具、器具及び備品	403千円
長期前払費用	79千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)	当事業年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)
現金及び預金勘定	55,168千円	142,811千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-千円	-千円
現金及び現金同等物	55,168千円	142,811千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産

店舗及び事業所のデジタル複合機並びにPOSシステム(工具、器具及び備品)であります。

2. リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等元本保証のものに限定し、また、資金調達については銀行借入および社債による方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。信用リスクの管理は与信管理規程や販売管理規程に基づき取引相手毎に期日および残高を管理しております。また、為替の変動リスクもありません。営業債務である買掛金は全て短期間の支払期日であり、為替の変動リスクもありません。

借入金は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程に従い、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、債権会議により取引先毎に債権の期日および残高状況の報告を求め、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利の変動リスク）の管理

銀行借入については、全て固定金利で調達している為、市場リスクに晒されておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年4月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	55,168	55,168	-
(2)売掛金	556,014	556,014	-
(3)差入保証金	510,027	505,422	4,605
資産計	1,121,210	1,116,605	4,605
(1)買掛金	342,384	342,384	-
(2)短期借入金	30,597	30,597	-
(3)預り金	81,005	81,005	-
(4)1年以内償還予定の社債	20,000	19,585	414
負債計	473,987	473,572	414

当事業年度（平成25年4月30日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	142,811	142,811	-
(2)売掛金	518,579	518,579	-
(3)差入保証金	435,941	434,764	1,176
資産計	1,097,332	1,096,156	1,176
(1)買掛金	330,083	330,083	-
(2)短期借入金	120,000	120,000	-
(3)預り金	67,478	67,478	-
負債計	517,561	517,561	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)差入保証金

差入保証金の時価については契約先毎にその将来のキャッシュ・フローを国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年4月30日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年内 （千円）	10年超 （千円）
(1)現金及び預金	55,168	-	-	-
(2)売掛金	556,014	-	-	-
資産計	611,182	-	-	-

当事業年度（平成25年4月30日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年内 （千円）	10年超 （千円）
(1)現金及び預金	142,811	-	-	-
(2)売掛金	518,579	-	-	-
資産計	661,391	-	-	-

(注) 差入保証金については、償還予定時期を合理的に判断することが困難なため、記載を省略しております。

3. 短期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成24年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,597	-	-	-	-	-
合計	30,597	-	-	-	-	-

当事業年度（平成25年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	120,000	-	-	-	-	-
合計	120,000	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

当社は有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として退職一時金制度と確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務およびその内訳

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当事業年度 (平成25年4月30日)
(1) 退職給付債務	34,913千円	36,847千円
(2) 年金資産	- 千円	- 千円
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	34,913千円	36,847千円
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減)	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6)	34,913千円	36,847千円
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金(7)-(8)	34,913千円	36,847千円

(注) 当社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

	前事業年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)	当事業年度 (自平成24年5月1日 至平成25年4月30日)
退職給付費用	9,571千円	6,177千円
(1) 勤務費用	9,571千円	6,177千円
(2) 利息費用	-	-
(3) 期待運用収益(減算)	-	-
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	-	-
退職給付制度改定損	16,170千円	- 千円
その他	4,282千円	7,101千円
計	30,024千円	13,278千円

(注) 当社は簡便法により退職給付債務を計算しているため、退職給付費用は全額勤務費用に含めて処理しております。

「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当事業年度 (平成25年4月30日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	1,405千円	1,285千円
賞与引当金	6,802千円	4,446千円
たな卸資産	349千円	379千円
未払費用	1,703千円	1,028千円
短期解約返戻引当金	1,961千円	1,802千円
前受収益	2,351千円	-千円
その他	483千円	-千円
小計	15,057千円	8,941千円
評価性引当額	15,057千円	8,941千円
計	-千円	-千円
繰延税金資産(固定)		
貸倒引当金	889千円	889千円
退職給付引当金	12,568千円	13,265千円
固定資産	15,037千円	8,638千円
長期未払金	21,155千円	-千円
資産除去債務	8,770千円	9,480千円
繰越欠損金	240,352千円	225,761千円
小計	298,774千円	258,034千円
評価性引当額	298,774千円	258,034千円
計	-千円	-千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務	3,306千円	4,614千円
繰延税金負債合計	3,306千円	4,614千円
繰延税金負債純額	3,306千円	4,614千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当事業年度 (平成25年4月30日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が100分の5以下であるため、注記を省略しております。	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.8%
住民税均等割等		13.5%
評価性引当金		35.5%
税率変更による影響額		1.5%
その他		2.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		17.3%

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

販売店舗用の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は1.334%～1.776%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)	当事業年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)
期首残高	24,644千円	24,363千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	697千円	6,080千円
時の経過による調整額	421千円	408千円
資産除去債務の履行による減少額	1,399千円	4,519千円
期末残高	24,363千円	26,333千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)および当事業年度(自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)

当社は、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)

1. 製品およびサービスごとの情報

	移動体通信 関連事業	固定通信 関連事業	その他の事業	合計
外部顧客への売上高(千円)	5,965,871	75,688	363,887	6,405,447

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
テレコムサービス株式会社	2,718,497	情報通信関連
アイ・ティー・エックス株式会社	1,409,057	情報通信関連
株式会社ダイヤモンドテレコム	706,868	情報通信関連

当事業年度(自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)

1. 製品およびサービスごとの情報

	移動体通信 関連事業	固定通信 関連事業	その他の事業	合計
外部顧客への売上高(千円)	5,697,575	132,576	340,851	6,171,003

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
テレコムサービス株式会社	2,580,363	情報通信関連
アイ・ティー・エックス株式会社	1,334,066	情報通信関連
株式会社ダイヤモンドテレコム	806,645	情報通信関連

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日）および当事業年度（自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日）

当社は、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日）および当事業年度（自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日）

当社は、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)	当事業年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)
1株当たり純資産額	22,723.98円	23,547.48円
1株当たり当期純利益金額	181.78円	823.50円

(注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)	当事業年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)
当期純利益金額（千円）	6,196	28,073
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	6,196	28,073
期中平均株式数（株）	34,090	34,090

(重要な後発事象)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更

平成25年6月14日開催の取締役会および平成25年7月23日開催の第25期定時株主総会において、株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議いたしました。

1. 株式分割の実施及び単元株制度の採用の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式1株を100株に分割すると共に、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本株式分割および単元株制度の採用に伴う実質的な投資単位の変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年10月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	34,090株
今回の分割により増加する株式数	3,374,910株
株式分割後の発行済株式総数	3,409,000株
株式分割後の発行可能株式総数	12,400,000株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成25年10月15日(火曜日)
基準日	平成25年10月31日(木曜日)
効力発生日	平成25年11月1日(金曜日)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年11月1日(金曜日)

なお、本単元株制度の新設に伴い、平成25年10月29日をもって、取引所における当社株式の売買単位も100株に変更されます。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)	当事業年度 (自平成24年5月1日 至平成25年4月30日)
1株当たり純資産額	227.24円	235.47円
1株当たり当期純利益金額	1.82円	8.24円

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	209,717	36,736	28,563 (14,815)	217,890	119,669	13,718	98,220
工具、器具及び備品	248,191	11,626	78,775 (5,589)	181,042	155,399	12,387	25,643
リース資産	5,886	4,968	-	10,854	3,228	1,756	7,625
有形固定資産計	463,795	53,330	107,338 (20,404)	409,787	278,297	27,862	131,489
無形固定資産							
のれん	6,750	-	-	6,750	6,750	-	-
商標権	1,165	-	-	1,165	907	116	257
ソフトウェア	92,632	125	-	92,757	82,784	5,088	9,972
電話加入権	11,664	-	-	11,664	-	-	11,664
無形固定資産計	112,212	125	-	112,337	90,442	5,205	21,894
長期前払費用	73,505	5,251	1,214 (952)	77,541	69,384	6,305	8,156
繰延資産							
社債発行費	11,275	-	-	11,275	11,275	259	-
繰延資産計	11,275	-	-	11,275	11,275	259	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額および当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額(千円)	ドコモショップ香里園店の移転	(取得)	32,419
	減少額(千円)	イーブーム八王子店の減損損失計上	(減損)	14,032
	減少額(千円)	ドコモショップ香里園店の移転に伴う資産除却	(除却)	8,111
	減少額(千円)	イーブーム尼崎店の閉店に伴う資産除却	(除却)	5,453
工具、器具及び備品	増加額(千円)	ドコモショップ香里園店の移転	(取得)	9,289
	減少額(千円)	POSシステムの資産除却	(除却)	32,953
	減少額(千円)	イーブーム駒川店の閉店に伴う資産除却	(除却)	6,913
	減少額(千円)	イーブーム八王子店の減損損失計上	(減損)	4,122
リース資産	増加額(千円)	POSシステムの取得	(取得)	4,968

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第8回無担保社債	平成20年3月26日	20,000 (20,000)	- (-)	1.120	なし	平成25年3月26日
合計	-	20,000 (20,000)	- (-)	-	-	-

(注) () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,597	120,000	1.98	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,236	2,279	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,399	5,727	-	平成29年9月
その他有利子負債	-	-	-	-
計	35,232	128,006	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	2,279	1,970	1,043	434

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,471	-	-	-	2,471
賞与引当金	17,900	11,700	17,900	-	11,700
短期解約返戻引当金	5,162	4,743	5,162	-	4,743

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,198
預金	
当座預金	48,950
普通預金	90,063
郵便貯金	1,598
小計	140,613
合計	142,811

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
テレコムサービス株式会社	233,769
アイ・ティー・エックス株式会社	110,585
株式会社ダイヤモンドテレコム	69,133
株式会社ウィルコム	37,673
イー・アクセス株式会社	17,319
その他	50,098
合計	518,579

(ロ)売掛金の発生および回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
556,014	6,479,130	6,516,564	518,579	92.6	30.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品

品目	金額(千円)
販売用携帯電話	138,245
販売用中古携帯電話	23,246
販売用PHS機器	18,496
販売用部品	2,163
その他	13,942
合計	196,094

貯蔵品

品目	金額(千円)
ギフトカード類	11,878
郵便切手・収入印紙	63
その他	370
合計	12,311

差入保証金

相手先	金額(千円)
株式会社 丸八	72,000
有限会社 ジェイプランズ	32,000
合資会社 吉祥寺虎屋	29,925
株式会社 ダイアテラー	29,750
テレコムサービス株式会社	24,054
その他	248,210
合計	435,941

買掛金

相手先	金額(千円)
テレコムサービス株式会社	163,622
アイ・ティー・エックス株式会社	79,253
株式会社ダイヤモンドテレコム	42,511
株式会社ウィルコム	25,971
イー・アクセス株式会社	7,966
その他	10,758
合計	330,083

預り金

相手先	金額(千円)
通話料預り金	55,418
社会保険料	6,496
所得税	2,125
住民税	1,475
修理代金	1,035
その他	926
合計	67,478

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,369,335	2,821,611	4,459,233	6,171,003
税引前四半期(当期)純利益金額又は 税引前四半期純損失金額()(千円)	36,189	44,813	30,241	33,958
四半期(当期)純利益金額又は 四半期純損失金額()(千円)	37,453	47,120	25,329	28,073
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()(円)	1,098.67	1,382.24	743.00	823.50
(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()(円)	1,098.67	283.57	2,125.25	80.50

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	毎年7月
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.n-tel.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 平成25年6月14日開催の取締役会決議により平成25年11月1日を効力発生日として、当社株式1株を100株に分割すると共に、100株を1単元とする単元株制度を採用することといたしました。
2. 平成25年7月23日開催の第25期定時株主総会決議により平成25年11月1日を効力発生日として、定款の一部変更を行い、当社の単元株未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
3. 単元未満株式の買取りにつきましては、平成25年11月1日以降、次のとおりとなります。
- 取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 取次所 -
- 買取手数料 無料

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類並びに確認書

事業年度（第24期）（自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日）平成24年7月27日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書およびその添付書類

平成24年7月27日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書および確認書

第25期第1四半期（自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日）平成24年9月13日近畿財務局長に提出。

第25期第2四半期（自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日）平成24年12月13日近畿財務局長に提出。

第25期第3四半期（自 平成24年11月1日 至 平成25年1月31日）平成25年3月15日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成24年7月30日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年12月7日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 7月23日

日本テレホン株式会社

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 新田 泰生 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 洪 誠悟 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本テレホン株式会社の平成24年5月1日から平成25年4月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本テレホン株式会社の平成25年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本テレホン株式会社の平成25年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本テレホン株式会社が平成25年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。